

平成29年度
滝沢市環境年次報告書
—未来へのシグナル—



平成29年度環境美化絵画コンクール金賞
鵜飼小学校 4年 三上 勇真さん

滝 沢 市

鈴の音が心地よい環境のまち「たきざわ」



秀峰岩手山の広大な裾野に位置する滝沢市。県都盛岡市に隣接する地理的条件もあり、昭和40年代より人口が増加し、それに伴って様々な基盤整備が行われてきました。その一方で、まだ多くのところに貴重な自然環境が残されており、生態系を通して生きものたちが命をつないでいます。

近年、オオハンゴンソウなどの特定外来植物の侵入が、在来の希少植物の生育を脅かすことが問題となっています。市は、平成26年度からオオハンゴンソウ駆除の取り組みを始め、また、平成29年度には、たきざわ環境パートナー会議いきもの探偵隊プロジェクトを中心にアレチウリなどを含む外来植物4種の分布調査を行いました。

また、市ではごみの減量化をテーマに、市民を対象としたワークショップや市政懇談会、市民アンケートを実施しました。様々な意見をいただく中で、市はごみの減量化の有効施策の一つとして導入を検討していた家庭ごみ有料化の実施を見送りました。今後は、平成30年3月に改定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者・市が一体となってごみの減量化を進めていきます。

滝沢市・第2次環境基本計画(第3節)でも、「ごみの減量を推進し資源が循環するまち」としてごみの減量とリサイクルの推進を目指しています。このほかに「多様な自然との共生(第1節)」、「環境にやさしい産業の推進(第2節)」、「エネルギー自給率の向上と省エネルギーの推進(第4節)」、「安全で健康な生活(第5節)」、「環境学習の推進(第6節)」を掲げ、推進しています。

この環境年次報告書は、たきざわ環境パートナー会議進行管理委員会のみなさんと協働で、平成29年度に実施した市の環境施策について検証・評価したものです。

この環境年次報告書が、環境のまち「たきざわ」へのチェックポイントになることを望みます。

平成31年 1月

滝沢市長 主濱 了

表題「未来へのシグナル」について

岩手山や鞍掛山など、滝沢市の自然を愛した宮沢賢治。彼の作品のひとつに、「シグナルとシグナレス」という信号機の恋を綴った童話があります。

本書の「シグナル」は、これに由来するものです。

指針・警鐘の意味を込めています。

目次・報告概要一覧

事業・・・前年度事業の継続、休止、廃止、新規の別
 達成状況（基準等との比較評価）・・・○=目標達成、△=目標一部達成、×=目標未達成、—=未実施事業

第1節 岩手山麓の豊かで多様な自然と共生するまち							
基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			H28	H29			
1 良質な水資源の保全	1 水生生物調査の実施	休止	—	→	平成28年度以降の調査を休止しています。今後は、河川水質調査を継続実施し、水質環境を把握していきますが、周辺状況等に大きな変化があった場合は、調査の再実施を検討することとします。	環境課	2
			—	→			
2 生物多様性の保全	1 自然環境調査の実施	継続	○	→	たきざわ環境パートナー会議及び滝沢市では、岩手県立大学と協働して木賊川遊水地予定地における外来種の駆除、自然環境調査等を実施しました。今後も、外来種の駆除や自然環境調査等を進め、また、環境学習の場として自然観察会を開催し、生物多様性の保全の必要性を市民に伝えていきます。	環境課	5
			○	→			
3 安全な暮らしに備えた森林整備の推進	1 森林の維持保全	継続	○	→	市では、市有林の整備に努めるほか、民有林の整備に対し補助金を交付しました。	農林課	6
			○	→			
	2 水源かん養保安林の保護	継続	○	→	市の水源かん養林は599haあり、保全のため監視を行いました。	農林課	7
			○	→			
	3 公共施設等の緑化の取り組み	継続	○	→	1 花づくりをとおした地域コミュニティの活性化を図るため、市のホームページ「たきざわ花通り」で花壇づくりを紹介しました。 2 新設道路がなかったため、新たな植栽はありませんでした。道路管理の面で、道路への植栽の在り方が見直されてきていることから、今後、この事業評価について検討していく必要があります。	地域づくり推進課	8
			—	→			
3 公共施設等の緑化の取り組み	継続	○	→	3 施設利用者へ快適な環境を提供するため、市内の公園等の植物管理を行いました。	都市政策課	9	
		○	→				
4 透水性舗装の敷設	継続	○	→	4か所157m（歩道）に透水性舗装を行いました。	道路課	10	

第2節 自然の恵みを活用し、環境にやさしい産業に取り組むまち							
基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			H28	H29			
1 持続性のある産業の推進	1 グリーン・ツーリズムの推進	継続	○	→	グリーン・ツーリズムを通して、農家と都市との交流を図りました。利用者数は、農家レストラン利用者が前年度より増え、全体としては微増しました。	農林課	12
			○	→			
	2 グリーン・ツーリズム受け入れ農家の養成	継続	○	→	インストラクターの養成のため、グリーン・ツーリズム推進協議会等を通じ、受入農家との情報交換、交流会を実施しました。	農林課	13
			○	→			
	3 特産品開発への支援	継続	○	→	観光パンフレット掲載及びネット販売支援を行ったほか、クイックスイート、りんごに加え、酒米の特産品開発に努めました。	商工観光課	14
			○	→			
4 家畜排泄物の有効利用	継続	○	→	堆肥利用の促進のため、農家への訪問指導を行いました。	農林課	15	
		○	→				
5 堆肥処理施設の維持管理指導	継続	○	→	施設の適正な維持管理指導に努めました。	農林課	15	
		○	→				
6 環境保全型農業の推進	継続	○	→	1 農業用廃プラスチック適正処理推進事業 農業用廃プラスチックの適正処理のため、清掃センターで受け入れ、焼却を行いました。 2 環境保全型農業直接支払交付金事業 有機農業の取り組みを推進するため、市内農業者2団体に交付金を交付しました。	農林課	16	
		○	→				
2 企業の環境対策の支援	1 事業所への啓発、指導の推進	継続	○	→	事業所の公害等について、事業者に対し、必要に応じて監視及び指導を行いました。	環境課	18
			○	→			
3 自然と調和した観光の推進	1 自然環境の保全活動	継続	○	→	春子谷地湿原の保全のため、自然保護指導員を設置しているほか、岩手山や鞍掛山の自然情報センターで来山者のサポートに努めました。	商工観光課	18
			○	→			

第3節 ごみの減量を推進し、資源が循環するまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			H28	H29			
1 ごみの減量とリサイクルの推進	1 ごみ減量の推進	継続	○	→ ○	1人当たりのごみ排出量は、目標値を超えたものの昨年度より若干減少しました。今後ごみ減量のためリサイクルの推進に努めています。	滝沢・雫石環境組合	20
	2 集団資源回収活動の推進	継続	△	→ △	資源の有効利用に対する意識を高めるため実施しています。実施回数及び回収量は、実施団体の奨励金の上限を設定したことから減少しました。	滝沢・雫石環境組合	22
	3 リサイクル率の向上	継続	△	→ △	溶融物からの資源回収量が増加したことにより、リサイクル率が上がりましたが、平成24年度から見ると横ばい傾向にあります。	滝沢・雫石環境組合	23
2 ごみの不適正な処理の禁止	1 地域清掃活動の推進	継続	○	→ ○	春の環境美化月間、秋の環境美化週間による地域での清掃活動は定着し、環境美化に対する意識は高くなってきています。	環境課	25
	2 ペットのフン害禁止の啓発	継続	○	→ ○	犬の正しい飼い方及びマナーの向上を図るため、広報やチラシを配布する他、犬の飼い方教室を開催しました。	環境課	26
	3 ごみの野外焼却の禁止啓発	継続	○	→ ○	1件の啓発及び個別指導を行いました。	滝沢・雫石環境組合	27
	4 不法投棄巡視員の配置	継続	○	→ ○	巡視員による不法投棄廃棄物の監視を行っています。	滝沢・雫石環境組合	28

第4節 エネルギーの自給率を高め、豊かな自然エネルギーを活かすまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			H28	H29			
1 エネルギーの地産地消	1 エネルギーの地産地消の取り組み	継続	○	→ ○	1 再生可能エネルギー利用の推進啓発 広報への掲載等により機会を捉え、啓発に努めました。	環境課 関係課	30
		継続	○	→ ○	2 木質バイオマスエネルギーと太陽光エネルギーの活用推進啓発 市内の小中学校及び交流拠点複合施設に太陽光発電システム等が稼働しています。	環境課 関係課	31
2 省エネルギーのすすめ	1 省エネルギーの取り組み	継続	○	→ ○	1 省エネルギーの啓発 広報への掲載等により、機会をとらえ啓発に努めました。	環境課	31
		継続	○	→ ○	2 公共交通機関の利用促進 市内の4駅について適正管理を行い、利用促進を図りました。	都市政策課	32
		継続	○	→ ○	3 たきざわエコオフィス計画の推進 計画に基づき、CO2排出量の削減に取り組みました。	環境課 関係課	33

第5節 誰もが安全で健康に暮らせるまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			H28	H29			
1 大気汚染の防止	1 大気汚染に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	県は、測定を行い、公表しています。光化学オキシダント (Ox) は、環境基準を非達成だったものの、注意報の発令には至りませんでした。また、微小粒子状物質 (PM2.5) は、環境基準を達成しました。	環境課	36
		継続	○	→ △	1 一般道 測定を行った4地点のうち一部の地点が環境基準を非達成だったものの、要請基準を非達成だった地点はありませんでした。	環境課	37
2 騒音、振動、悪臭の防止	1 騒音測定の実施	継続	○	→ ○	2 高速道 測定を行った4地点において全て環境基準を達成しました。	環境課	39
		休止	—	→ —	3 新幹線 平成28年度以降の測定を休止しています。今後は、周辺状況等に大きな変化があった場合、測定の再実施を検討することとします。	環境課	40
		継続	○	→ △	調査を行った6河川9地点のうち一部の地点で大腸菌群数が環境基準を非達成だったものの、その他は環境基準を達成しました。	環境課	42
3 水質汚濁の防止	1 河川の水質調査の実施	継続	○	→ △	汚水処理実施計画に基づき下水道整備及び浄化槽の普及促進をしています。平成29年度の下水処理人口普及率は、84.5%となっています。	下水道課	47
	2 公共下水道・合併処理浄化槽の整備促進	継続	○	→ ○	清掃センター付近における土壌のダイオキシン類濃度調査を実施したところ、環境基準を大幅に下回っていました。	滝沢・雫石環境組合	49
4 土壌汚染の防止	1 土壌汚染に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	県は、アスベストの使用状況等調査を行い、把握し、及び管理しています。震災対応としてのアスベスト測定は、終了しています。	環境課	50
5 有害化学物質による汚染の未然防止	1 有害化学物質に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	県は、調査を行い、公表しています。pHの平均は、盛岡市(調査地点)で4.8であり、過去10年間の変動の範囲(4.7~5.2)内でした。	環境課	51
6 酸性雨対策	1 酸性雨に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	測定を行った全地点等において放射性物質汚染基準を下回り、又は不検出となりました。平成28年度の測定数値と比較しても大きな変動は見られず、健康に影響を与えるレベルではありませんでした。	環境課 関係課	52
7 原発事故にかかる放射線量測定	1 電磁波・低周波に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	電波塔増設等に係る地元自治会との事前協議結果の報告が9件(うち2件の変更分を含む。)ありました。また、低周波に関する相談、苦情等はありませんでした。	環境課	55
		継続	○	→ ○	排気、排水及び土壌、米、牛乳等について測定を行い、放射線監視委員会において評価を行っています。平成29年度は環境への影響はなかったという結論に達しています。	環境課	56
		継続	○	→ ○	県は、PRTR法に基づいて有害性のある化学物質に関する化学物質排出移動量届出制度事務を継続的に行っています。	環境課	56
		継続	○	→ ○	1 焼却施設及び最終処分場水質等調査 清掃センターとその周辺施設及び最終処分場における環境への影響について測定を実施しています。どちらも基準値以下でした。	滝沢・雫石環境組合	58
8 その他の公害の未然防止	3 PRTR法に基づく届出状況に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	2 旧最終処分場水質等調査 平成28年度に引き続き、29年度においても旧最終処分場の周辺水、地下水等の調査を行いませんでした。今後は、必要と判断した場合に検討します。	環境課	61
		休止	—	→ —			

第6節 知り、学び、考え行動する人を育むまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			H28	H29			
1 環境教育・学習の推進	1 環境学習の推進	継続	○	→ ○	1 総合学習の活用 「総合的な学習の時間」は、地域の方を講師に迎えての農業体験や伝統文化学習など、各学校で色々な取り組みを行いました。	学校教育指導課	70
		継続	○	→ ○	2 出前講座 環境教育の出前講座は5講座あり、そのうち1講座に25人が参加しました。	生涯学習スポーツ課	71
		継続	○	→ ○	3 地域課題解決講座 鞍掛山ファミリーハイキング（ファミリー19人）とサイエンス教室（児童19人）、安比高原ブナの森散策（成人11人）を通じた環境学習を行いました。	生涯学習スポーツ課	73
		継続	○	→ ○	4 たきざわ環境パートナー会議の活動 自然観察会や省エネ啓発、環境基本計画の検証を市と協働して行いました。	環境課	74
		継続	○	→ ○	5 環境フォーラム 環境に対する意識高揚のため、環境美化絵画コンクール及び優良ごみ集積所の表彰を行うとともに講演を行いました。	環境課	76
2 協働による環境保全活動の推進	1 活動団体の支援	継続	○	→ ○	1 地域づくり懇談会 地域づくり懇談会において、9つの環境関連事業が実施されました。市では、その取り組みに対し補助金を交付する他、助言などの支援を行いました。	地域づくり推進課	77
		継続	○	→ ○	2 たきざわ環境パートナー会議プロジェクト 各プロジェクトの活動は、市民ボランティア等の参加により活動の輪を広げています。	環境課	78
別添資料					環境課に寄せられた相談数	環境課	80
					空家に関する対応状況	都市政策課	81



愛犬の
吾美カン太 ボトル



エコロル

エコロル

岩手県3R推進キャラクター

第1節

岩手山麓の豊かで多様な自然と共生するまち

1-1 良質な水資源の保全

1-1-1 水生生物調査の実施(環境課) 休止事業

(1) 事業内容、指標等

市における自然環境の実態を把握するため、特に水質環境に影響を受けやすい河川底生生物に着目して河川底生生物調査を実施します。

【調査地点】

No	地点名	場所
1	巢子川一本流	滝沢市巢子地内
2	巢子川一支流	滝沢市巢子地内

(2) 実施状況

これまでこの調査では、コドラート(方形枠)を用いた定量採集及び調査地点内の様々な場所で採集を行う定性採集の2つの調査方法により底生生物を採集し、採集した底生生物を室内で同定し、生物学的水質判定法を用いて生物の生息環境の観点から河川環境を分析してきました。しかし、河川改修及び下水道整備により生活排水等の流入が改善され、過去の調査結果を見ても良好な結果で推移していることから、平成28年度から調査を実施していません。

【調査時期及び回数】

調査時期	回数
夏季調査	1
冬季調査	1

【調査内容】

調査内容		地点数	回数	検体数
河川底生生物	定量採集法	2	2	4
	定性採集法	2	2	4

(3) 評価及び今後の取り組み

この調査は、巢子川の水質環境を把握するため、継続実施してきたものですが、下水道の普及とともに水質環境が改善されてきており、平成27年度で下水道工事が完了したことから、平成28年度以降の調査を休止しています。

今後は、河川水質調査を継続実施することにより水質環境を把握していきますが、周辺状況等に大きな変化があった場合は、河川底生生物調査の再実施を検討することとします。

【河川底生生物調査地点】



【調査方法の概要（平成27年度調査）】

調査方法	実施目的	調査手法	数量
定量採集	底生生物の数を偏りなく把握する。	流れが速く干上がらない程度の水深の川底にコドラート（方形枠）付きのサーバーネットを設置し、コドラート内の川底にいる全ての底生生物を採集した。	1サンプル/ 地点×2季
定性採集	底生生物の生息種を偏りなく把握する。	河岸、抽水植物内、早瀬、淀み等様々な物理環境においてハンドネットを用いて底生生物を採集した（2人で1時間程度）。採集した底生生物は、1サンプルにまとめた。	1サンプル/ 地点×2季

【調査器材（平成27年度調査）】

調査方法	調査器材	調査状況
定量採集		
定性採集		

【生物学的水質判定法による水質判定結果（平成27年度調査）】

調査地点	季節	水質判定結果					
		水質階級 (PI 値)					
		H22	H23	H24	H25	H26	H27
巣子川 一本流	夏季	水質階級: I (1.14)	水質階級: I (1.23)	水質階級: I (1.21)	水質階級: I (1.24)	水質階級: I (1.11)	水質階級: I (1.33)
	冬季	水質階級: I (1.38)	水質階級: I (1.40)	水質階級: I (1.15)	水質階級: I (1.40)	水質階級: I (1.07)	水質階級: I (1.16)
巣子川 一支流	夏季	水質階級: II (1.67)	水質階級: II (1.67)	水質階級: II (1.60)	水質階級: I (1.15)	水質階級: II (2.00)	水質階級: I (1.33)
	冬季	水質階級: II (2.00)	水質階級: I (1.00)	水質階級: II (1.80)	水質階級: II (2.00)	水質階級: I (1.40)	水質階級: II (1.57)

備考 水質階級 I きれい (貧腐水性)
 II ややきたない (β-中腐水性)
 III かなりきたない (α-中腐水性)
 IV 極めてきたない (強腐水性)

1-2 生物多様性の保全

1-2-1 自然環境調査の実施（環境課）

（1）事業内容及び指標等

滝沢市穴口地区の木賊川周辺は、多種の在・外来植物等が生息し、サクラソウ、カワシンジユガイ等の希少種が多く確認されている地域ですが、今後、治水対策の一環で遊水地及び分水路が整備される予定です。

たきざわ環境パートナー会議では、平成27年度より木賊川遊水地における調査プロジェクトを立ち上げるとともに、平成28年度から、岩手県立大学との間で「地域協働研究に係る協定書」を締結しております。

たきざわ環境パートナー会議及び市では、木賊川遊水地整備後もこの希少種を守り、外来種を駆除し、生物多様性の保全を図るため、岩手県の協力を得ながら木賊川遊水地調査を継続して実施します。

（2）実施状況

平成29年度においては、木賊川遊水地での自然調査活動を17回、環境省指定特定外来生物オオハンゴンソウなどの外来種の駆除活動を14回実施し、総勢326名のボランティアの参加がありました。また、県立大学と協働で、農地跡のビオトープ化検討に向けて、希少種保護増殖及び外来種駆除の方法を研究しました。

※木賊川遊水地調査の活動は、「6-1-1 4 たきざわ環境パートナー会議の活動」に掲載

（3）評価と今後の取り組み

たきざわ環境パートナー会議及び市では、木賊川遊水地予定地における自然環境調査及び外来種の駆除活動を実施しました。今後も、希少種の保護増殖と外来種侵入防止のためビオトープ化の検討を進めるほか、環境学習の場として自然観察会を開催し、希少生物を始めとする生物多様性の保全の必要性を市民に伝えていきます。

1-3 安全な暮らしに備えた森林整備の推進

1-3-1 森林の維持保全（農林課）

(1) 事業内容及び指標等

森林の基本的機能は、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化、木材等生産の各機能であり、それらの機能を維持保全するために、造林、間伐、下刈、除伐等の施業を実施します。

森林の各機能を高度に発揮させるため、育成単層林における保育・間伐の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図ることとします。

(2) 実施状況

【民有林・市有林の施業状況】

(単位：ha)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
造林面積	2.70	1.18	4.17	3.39	2.13	12.92	10.74
間伐面積	18.88	20.21	12.34	16.58	40.92	9.16	0.00
下刈面積	8.70	8.19	7.69	16.08	7.75	8.02	43.65
除伐面積	23.46	4.92	17.98	2.86	0.00	0.00	0.00
施業面積計	53.74	34.5	42.18	38.91	50.80	30.10	54.39

(3) 評価と今後の取り組み

施業面積の減少については、林業の抱えている構造的な要因（外来材による木材価格の低迷、森林所有者の高齢化に伴う施業減等）に起因していると考えられます。

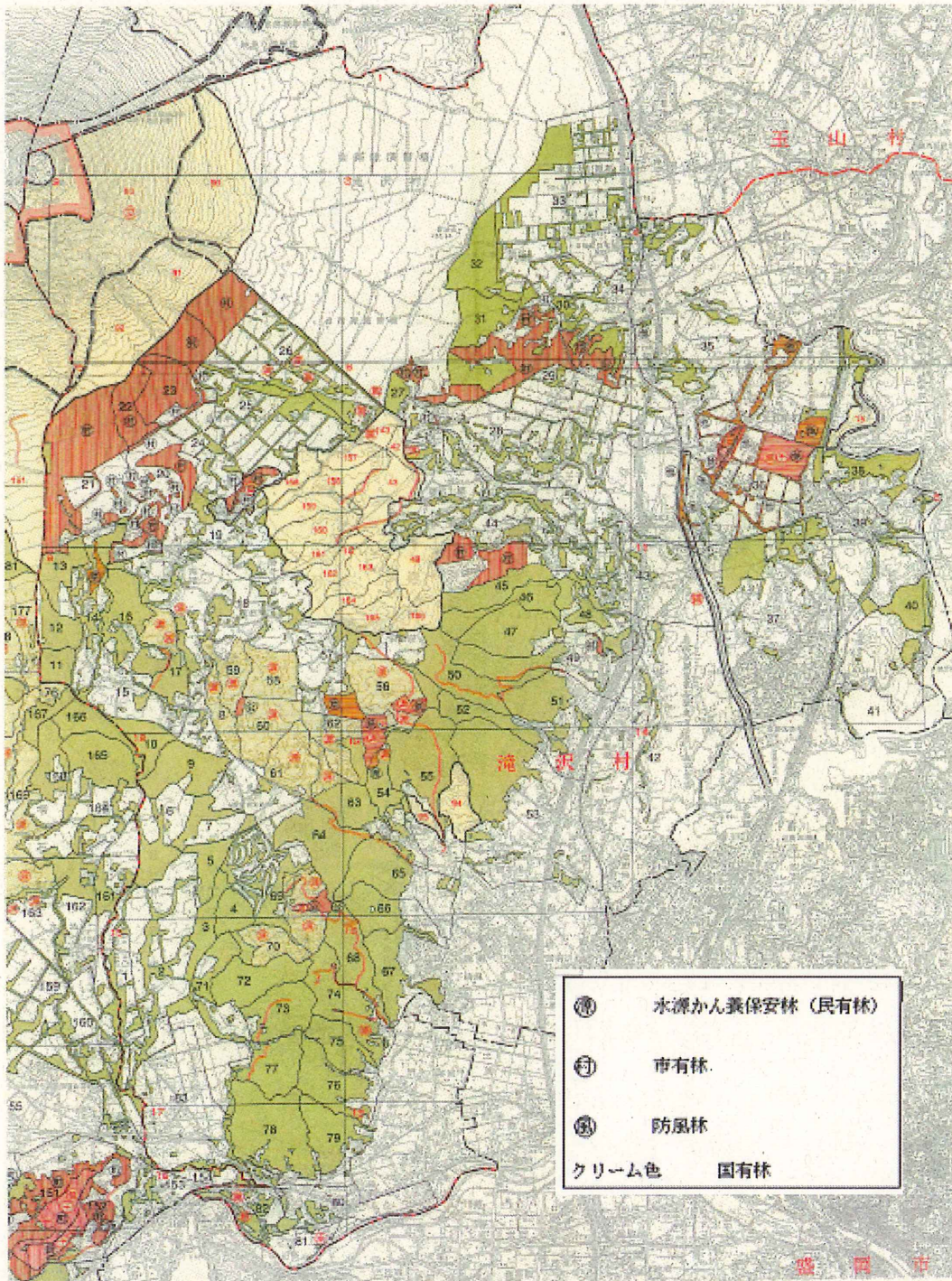
一方、利用可能な林齢に達した森林は増加しており、木材等林産物の再生可能資源としての重要性を見直す機運も高まりつつあります。この林業振興の高まりと併せて森林に期待される各機能の高度発揮の重要性を広く一般に啓発し、あらゆる人の理解を得ていくことが重要であると考えます。

1-3-2 水源かん養保安林の保護（農林課）

水源かん養保安林は、水源地域の森林を保護する目的で森林法によって指定されます。機能としては、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を緩和する働きがあります。また、きれいで美味しい水を育む効果もあります。

滝沢市内では、水源かん養保安林が599ha指定されており、保安林の保護のため監視を行っています。

【水源かん養保安林図】



1-3-3 公共施設等の緑化の取り組み

1 地域づくり推進課

(1) 事業内容及び指標等

環境美化意識や自然を愛する感性を育むとともに、花づくりをとおした地域コミュニティの活性化を図るため、公共施設等で継続して花壇整備等に取り組んでいる各種団体・学校等の取組を市ホームページで「たきざわ花通り」として紹介します。

(2) 実施状況

滝沢市ホームページ「たきざわ花通り」における掲載数

・幼稚園・保育園	8箇所
・小中学校	12箇所
・自治会・地域団体など	30箇所
・個人宅	2箇所



たきざわ花通りの事例

(3) 評価と今後の取り組み

個人の方も含め、広く取り組みを紹介しました。

今後も、ホームページを活用しての紹介を継続しつつ、地域に目を向けながら、新たな箇所の紹介に努めていきます。

2 道路課

(1) 事業内容及び指標等

公共施設の緑化（新設道路への植栽）を行います。

(2) 実施状況

平成29年度の植栽工事はありませんでした。

(3) 評価と今後の取り組み

道路管理の面で、道路への植栽の在り方が見直されてきていることから、今後、この事業評価についても検討していく必要があります。

3 都市政策課

(1) 事業内容及び指標等

公園利用者に快適な環境を提供するため、植栽等の管理を行っています。

- ・ 指定管理や委託により、剪定・施肥、薬剤防除・除草等を実施している箇所
 … 滝沢総合公園、盛岡西リサーチパーク公園、小諸葛川せせらぎ散策路
- ・ 要望や状況に応じて剪定・伐採、薬剤防除等を実施している箇所
 … 市内一般公園、緑地
- ・ 市民参加による植栽管理を実施している箇所
 … 滝沢総合公園体育施設周辺・ふれあいの森及びハーブ園

(2) 実施状況

業者委託分については、契約のとおり履行されており、適切な管理が実施できています。また、滝沢総合公園は指定管理と併せて、地域住民や利用者団体のボランティアの協力による住民参加型の管理が行えました。

(3) 評価と今後の取り組み

市民をはじめとする多くの来園者に、快適な公園環境を提供することができました。特に、滝沢総合公園においては、指定管理により芝生管理回数を倍増できたことから、市民に快適な環境を提供できました。

現在、業者委託が主体となっている植栽管理について、今後も快適な環境を市民に提供するため、指定管理を併用した、市民参加の手法を取り入れていく必要があると考えます。



滝沢総合公園の管理の様子

1-3-4 透水性舗装の敷設（道路課）

(1) 事業内容及び指標等

事業名 社会資本整備総合交付金事業ほか
 場所 滝沢市巣子地内（巣子野沢線）ほか3箇所
 内容 歩道（延べ157m）

(2) 実施状況

路整備計画に基づき、市街化区域、児童通学路について透水性舗装施行を実施しています。

【透水性舗装施工実績】

（単位：m）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
施工延長	160	1,300	316	305	480	1,080	157

※両側設置箇所については延べ延長を記載

(3) 評価と今後の取り組み

従来の構造では、降雨時に歩道舗装面の雨水が側溝を通り河川へ流出していましたが、透水性舗装としたことにより地下に浸透し、自然に近い状況となること及び騒音の低減も図られることから、今後も適切な施工に努めていきます。

～ メモ ～

●透水性舗装とは？

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多いです。

また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果や騒音の低減効果もあります。

第2節

自然の恵みを活用し、環境にやさしい産業に取り組むまち

2-1 持続性のある産業の推進

2-1-1 グリーン・ツーリズムの推進（農林課）

(1) 事業内容及び指標等

市では、岩手県グリーン・ツーリズム推進協議会に加入し、市内の農林業体験民宿、体験交流施設、グリーン・ツーリズム体験インストラクター等に対して、情報の提供を行います。

また、市のホームページにおいて、グリーン・ツーリズム体験施設のリスト、案内図を掲載し、市内外にPRを実施します。

地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムを通して、市の農業に対する住民の理解を深めること、また、都市との交流を進めることが目標です。

(2) 実施状況

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
グリーン ・ツーリズム 関連施設	農家民宿	1軒 308人	1軒 164人	1軒 5人	1軒 11人	1軒 0人	1軒 13人	1軒 13人	1軒 0人
	観光農園	2軒 2,005人	2軒 640人	2軒 1,100人	2軒 2,000人	2軒 1,002人	2軒 67人	2軒 46人	2軒 0人
	農家 レストラン	1軒 980人	1軒 955人	1軒 505人	1軒 530人	1軒 350人	1軒 36人	1軒 225人	1軒 645人
	農林業 体験施設	1軒 87人	1軒 35人	1軒 0人	1軒 1人	1軒 11人	1軒 115人	1軒 129人	1軒 88人
	小計	5軒 3,380人	5軒 1,794人	5軒 1,610人	5軒 2,542人	5軒 1,363人	5軒 231人	5軒 413人	5軒 733人
市協議会受入れ		25人	240人	144人	149人	120人	165人	154人	140人
利用者数（合計）		3,405人	2,034人	1,754人	2,691人	1,483人	396人	567人	873人
HP掲載件数		4件	4件	3件	3件	2件	3件	3件	3件

(3) 評価と今後の取り組み

利用者数において、農家民泊及び観光農園の利用実績がなかったものの、農家レストランにおいては、対前年度の2.8倍、利用者数の合計では1.5倍と伸びております。グリーン・ツーリズムは、農家と都市との交流及び地域の活性化を図る上で有効な取り組みです。今後は誘客促進について、受け入れ農家との話し合いを実施するとともに市のホームページや関係団体のホームページを積極的に活用し、地域からの発信を高め、グリーン・ツーリズムの推進をより一層図ります。

～ メモ ～

●グリーン・ツーリズムとは？

山林や農漁村の暮らしを体験したり、交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、ヨーロッパで生まれ広まりました。

それぞれの地域の特性を活かした取り組みが、各地で進められています。



2-1-2 グリーン・ツーリズム受け入れ農家の養成(農林課)

(1) 事業内容及び指標等

地域の資源を有効に活かし、農林業体験等を通じて、都市部の人たちとの交流を推進するため、グリーン・ツーリズム推進協議会会員を対象とした研修や県内の情報交換の参加を支援し、受け入れ農家の更なる内容の充実を図ります。

(2) 実施状況

平成29年度はグリーン・ツーリズム推進協議会において情報交換会の実施や近隣市町における協議会の研修会へ参加しました。

(3) 評価と今後の取り組み

グリーン・ツーリズム受け入れ農家や可能な農家や飲食店、研修施設で構成される滝沢市グリーン・ツーリズム推進協議会の会員は現在23戸です。グリーン・ツーリズムの中心的担い手として活躍されているため、今後も研修会や情報交換会・交流会開催の支援を行い、広域市町村と連携したグリーン・ツーリズムを提供できるよう、基盤づくりを図っていきます。

2-1-3 特産品開発への支援（商工観光課）

(1) 事業内容及び指標等

岩手山麓に広がる肥沃な土壌、清らかな水、澄んだ空気、美しい自然風景など、市は都市化の一方で未だ手つかずの豊かな自然が保全された地域であり、人と自然がバランス良く共存・共生しています。市の特産品である岩魚や農産物は、健全な自然環境の育む恵みとして市の環境保全の状況をアピールする自然資源のひとつであり、観光パンフレットを作成しPRを図ります。

(2) 実施状況

市の観光パンフレットには、清流のイメージの代表である岩魚や自然の恵みであるスイカ、リンゴなどの農作物や特産品を掲載し、PRに努めています。また、滝沢市観光協会が運営するネットショップ「チャグまるしえ滝沢」では、特産品のPRや販売を実施しました。

加工品としては、芋焼酎「馬芋ん」、りんごワイン「Pomme（ポム）」に加え、「Pomme（ポム）スパークリング」、日本酒「鞍掛山」等の特産品の販売とPRに努めました。

(3) 評価と今後の取り組み

ホームページやSNSにより市の特産品や関連施設のPRに努めるほか、特産品開発に対し支援を行っていきます。



2-1-4 家畜排泄物の有効利用（農林課）

（1）事業内容及び指標等

堆肥利用の促進については、畜産・酪農家のほとんどが農地還元し肥料要素分などとして有効に利用しています。還元量を上回る堆肥を生産する畜産・酪農家については「肥料取締法による特殊肥料の届出」に基づき市内外の耕種農家や家庭菜園向けなどに供給し、有効に利用しています。

（2）実施状況

特殊肥料販売許可業者は2件、特殊肥料生産業者は25件に対し、指導を行っています。

※特殊肥料—農林水産大臣が指定する肥料であって（魚かす、骨、肉かす、米ぬか、くず植物油かす、動物の排泄物、たい肥等）、有効成分について規定がないもの。

（3）評価と今後の取り組み

引き続き、適正な排泄物処理及び有効利用のため適切な指導を行っていきます。

2-1-5 堆肥処理施設の維持管理指導（農林課）

（1）事業内容及び指標等

あらたに整備を必要とする農家はありませんので、今後は堆肥処理施設の適正な維持管理に努めます。

（2）実施状況

既に対象農家の整備が全て完了していますので、新規整備はありません。

（3）評価と今後の取り組み

堆肥処理施設の整備により、河川の汚濁防止や周囲への悪臭の軽減が図られましたので、今後は、その適正な維持管理の指導に努めます。

2-1-6 環境保全型農業の推進（農林課）

1 農業用廃プラスチック適正処理推進事業

(1) 事業内容及び指標等

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物として取り扱われ、農業者が自らの責任において適性に処理することが法律で義務付けられていますが、一般的に農業者は他産業と比較して零細であり、さらには個々の排出量が少ない上、その発生場所が広く分散していることから、農業者個々の努力のみでは適正処理が困難な状況にありました。そこで、平成11年度に関係機関で組織する「滝沢村農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」を組織し、環境に配慮したリサイクル処理を原則とし、適正に回収処理を実施してきましたが、農家の利便性を考慮し、平成17年10月から清掃センターでの受け入れを行うことになったため、これを機に協議会は解散しました。

市では、農業者が農業用廃プラスチックを清掃センターへ持ち込む際に必要となる専用のマグネットシート（産業廃棄物を運搬する車両表示）の貸し出しを行っています。（JA新いわてでは、組合員を対象に貸し出しを行っています。）

市内農家から排出される農業用廃プラスチックの適正処理を図り、農村環境の保全と産業廃棄物の適正処理を図ることを目標にしています。

(2) 実施状況

【農業用廃プラスチック処理状況】

(単位：kg)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
塩化ビニール系	3,100	1,810	1,610	1,190	320	323	1,210
ポリエチレン系	68,220	72,260	67,000	69,390	92,990	67,260	88,040
農業ビン	—	—	—	—	—	—	—
計	71,320	74,070	68,610	70,580	93,310	68,080	89,300

(3) 評価と今後の取り組み

農業用廃プラスチックの適正処理が図られ、清掃センターでの処理は、農家にとって利便性が高まりました。

2 環境保全型農業直接支払交付金事業（農林課）

(1) 事業内容及び指標等

新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止及び生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、農業者又は農業者の組織する任意団体や法人が地球温暖化防止を目的とした農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動を取り組む場合に交付金を交付することで支援を行います。

(2) 実施状況

市では平成23年度から本事業を実施しており、現在では市内農業者2団体が、本交付金を活用しながら有機農業の取り組み（主作物について、化学肥料及び農薬を使用しない取組）を実施しています。

【環境保全型農業直接支払交付金事業実施状況】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
交付金交付対象件数	1件	1件	1件	2件	2件	2件	2件
交付金交付対象面積	742a	693a	774a	824a	328a	328a	379a

(3) 評価と今後の取り組み

国、県による政策指導のもと、本事業による意欲ある農業者への継続的支援体制を継続し、農業の持続的発展に寄与する環境保全型農業の普及拡大及び農村が持つ多面的機能の健全な発揮を目指していきます。

～ メモ ～

●環境保全型農業直接支払交付金の取組内容

- ・カバークロープの作付け
- ・炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用
- ・有機農業
- ・夏季の水田内ビオトープ（生き物緩衝地帯）の設置
- ・メダカ等魚類を保護する管理
- ・草生栽培
- ・冬季たん水管理

2-2 企業の環境対策の支援

2-2-1 事業所への啓発、指導の推進（環境課）

(1) 事業内容、指標等

大気汚染、水質汚濁、悪臭等に関する事業所の公害及び苦情が生じた場合は、必要に応じて監視及び指導を行います。

(2) 実施状況

事業所の公害等について、事業者に対し、必要に応じて監視及び指導を行っています。

滝沢市環境基本条例第33条第1項の規定により設置するたきざわ環境パートナー会議の活動へは、市民等のほか、市内企業も参加しています。

(3) 評価及び今後の取り組み

引き続き事業所の公害等の防止及びたきざわ環境パートナー会議の活動支援に努めていきます。

2-3 自然と調和した観光の推進

2-3-1 自然環境の保全活動（商工観光課）

(1) 事業内容及び指標等

市の観光には、岩手山や鞍掛山、春子谷地湿原などの自然資源、伝統行事のチャグチャグ馬コや山麓工房群などの文化的資源、この他農産物など多くの環境資源があります。特にも自然資源は、観光客が多く訪れることにより荒廃する傾向にありますので、資源を守り育てることで地域の活性化につなげていきます。

(2) 実施状況

春子谷地湿原の保全のため、自然保護指導員を設置し巡視を行うほか、オオハンゴンソウや西洋タンポポなどの外来種の駆除を実施しました。岩手山や鞍掛山は、たきざわ自然情報センターで自然資源の情報提供を行い、登山者のサポートを行いました。また、荒廃する登山道の修繕や過去に植樹した樹木周辺の刈払いを行いました。

(3) 評価と今後の取り組み

自然による風化や多くの観光客が利用することにより荒廃する岩手山や鞍掛山登山道の修繕と環境整備を実施して、自然環境が保全されました。今後も登山道の修繕を実施するとともに、春子谷地湿原や岩手山麓に侵入が懸念されている特定外来種の駆除を実施し、在来種の保護を行い、市の豊かな観光資源を守り育て、地域の活性化を図っていきます。

第3節

ごみの減量を推進し、資源が循環するまち

3-1 ごみの減量とリサイクルの推進

3-1-1 ごみ減量の推進（滝沢・雫石環境組合）

(1) 事業内容及び指標等

ごみの出ないライフスタイルへ転換していくためには、住民・事業者・市がそれぞれの役割を自覚し、自発的に取り組むとともに、お互いに連携しながらごみ減量を進めていくことが必要です。環境組合では、ごみ処理基本計画を策定しリサイクルの推進を図っています。

(2) 実施状況

【1人1日あたりのごみの排出量】 (単位：g/人・日)

年度	H19	H26	H27	H28	H29
目標	881	800	800	800	800
実績	878	878	871	859	856
家庭系ごみ	765	770	764	757	755
事業系ごみ	113	108	107	102	101

【家庭系ごみ1tあたりの処理費用】

年度	H19	H26	H27	H28	H29
運営事業費（千円）	629,001	910,906	900,070	905,280	939,332
全体搬入量（t）	22,564	23,167	24,676	23,575	23,074
うち、滝沢市の家庭系ごみ割合（%）	65.6	67.4	66.8	66.7	64.7
家庭系ごみ1tあたり（円）	18,286	26,501	24,366	24,333	25,384

※施設延命化にかかる長期計画に基づいて、平成24年度から（延命化のための）整備工事を行っているため事業費が増となっています。

(3) 評価と今後の取り組み

1人あたりのごみの排出量は、近年、横ばい傾向にあり、その実績値は目標値を超えて推移していることから、今後も引き続きごみ減量のためリサイクルを推進していきます。

この目標値は今後、平成30年度から平成39年度までを計画期間とする、新しい「一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月改定）」に基づき取り組んでいきますが、ごみを取り巻く情勢の変化や平成41年稼働予定のごみ処理広域化計画に即して必要な見直しを行う必要があります。

～ 滝沢市のごみ減量施策について ～

平成29年度、市ではごみの減量化をテーマに、市民を対象としたワークショップや市政懇談会、市民アンケートを実施しました。

●ワークショップ

テーマ ごみを減らすためにできること
 実施時期 平成29年6月29日～8月3日（計14回）
 参加者数 292人

●市政懇談会

テーマ ごみの減量について
 実施時期 平成29年10月11日～11月25日（計12回）
 参加者数 347人

●市民アンケート

調査期間 平成29年12月～平成30年1月
 調査対象 滝沢市内の3,000世帯（無作為抽出）
 調査内容 滝沢市のごみ減量について（家庭ごみの有料化を含む。）
 回答数 1,157（回答率38.6%）

ワークショップ、市政懇談会、市民アンケート結果を受け、市はごみ減量化の有効施策の一つとして、平成30年10月から導入を検討していた、家庭ごみ有料化の実施を見送りました。

今後は、平成30年3月に改定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、市民・事業者・市が一体となってごみの減量化について推進していくこととしました。

●一般廃棄物処理基本計画

基本理念

市民・事業者・市が一体となって環境負荷の少ない循環型社会を構築します

基本方針

- ①ごみの発生を抑制し、資源循環システムを充実します
- ②環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築します
- ③環境教育、環境学習と市民・事業者・行政のパートナーシップによる取組を推進します

計画期間

平成30年度から平成39年度まで

3-1-2 集団資源回収活動の推進（滝沢・雫石環境組合）

(1) 事業内容及び指標等

資源の有効利用に対する意識の高揚とごみ減量のために実施する資源の集団回収活動の促進を目的として、資源回収活動の実施団体に奨励金を交付します。

(2) 実施状況

資源回収活動の実施団体に、奨励金を交付しました。

また、子ども会育成会や自治会等を対象として、事業の説明を実施し、資源回収活動の普及に努めました。

【集団資源回収奨励金交付実績】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録団体数	130	129	130	127	127	124
実施団体数	128	127	126	118	123	119
実施回数	676	656	633	679	525	471
奨励金（円）	5,740,433	5,409,651	4,987,741	4,553,660	3,109,992	2,819,034
回収量（t）	1,088	995	907	822	621	569

【集団資源回収量（自治会、子ども会等が資源物の取引業者へ引き渡した資源物）】

（単位：t）

品目	H24	H25	H26	H27	H28	H29
びん	19	17	15	13	12	11
金属類	48	54	53	50	35	41
古紙・古繊維類	1,017	922	838	758	574	517
その他雑びん類	4	2	1	1	0	0
合計	1,088	995	907	822	621	569

(3) 評価と今後の取り組み

集団資源回収の登録団体数及び実施団体数は横ばいで推移しています。実施回数、奨励金及び回収量は、平成28年度より実施団体の奨励金の年間上限を5万円に設定したことから、減少傾向にあります。

滝沢・雫石環境組合では、滝沢市子ども会育成連合会を通じて制度の趣旨や成果の報告を行うことにより、集団資源回収の周知を図っています。今後は市内の小中学校のPTAのほか、福祉団体などへも制度の認識と有効性について周知を行い、ごみの分別と再利用の意識を児童・生徒に浸透させるとともに、奨励金の上限の変更を含めた制度の見直しを検討していきます。

3-1-3 リサイクル率の向上（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容及び指標等

ごみの減量と再利用、再資源化を推進するため、資源回収事業のほか、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施しています。

（2）実施状況

清掃センターに搬入されたごみから資源として再利用・再資源化できるものを回収し、リサイクルの向上を図りました。

また、地域でリサイクル活動に取り組みやすくするため、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施しました。平成29年度は1自治会、1施設に対して補助を実施しています。

【ストックヤード設置実績】

H18	3自治会	3施設
H19	5自治会	5施設
H20	2自治会	2施設
H21	3自治会	3施設
H22	2自治会	2施設
H23	1自治会	1施設
H24	1自治会	2施設
H25	2自治会	2施設
H26	1自治会	1施設
H27	1自治会	1施設
H28	1自治会	2施設
H29	1自治会	1施設
合計		25施設

【リサイクル率】

(単位：t)

品目	H24	H25	H26	H27	H28	H29
ごみ排出量 (a)	17,483	17,521	17,681	17,574	17,316	17,207
総ごみ排出量 (b) (a+③)	18,571	18,516	18,587	18,396	17,937	17,776
①資源回収物売払い量	2,011	2,023	2,090	2,006	1,844	1,811
②スラグ・メタル売払い量	1,738	1,839	2,006	2,611	1,951	2,387
③集団資源回収量	1,088	995	906	822	621	569
総資源化量 (c) (①+②+③)	4,837	4,857	5,002	5,439	4,416	4,767
リサイクル率 (c÷b)(%)	26.0	26.2	26.9	29.6	24.6	26.8

(3) 評価と今後の取り組み

集団資源回収量を含む総ごみ排出量、スラグ・メタル売払い量の増加が影響し、リサイクル率が前年度と比較して2.2%上昇しましたが、過去5年の推移を見ると横ばい傾向にあります。

平成30年3月改定の「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、今後ごみの減量と再利用、再資源化を推進するため、事業を継続していきます。

3-2 ごみの不適正な処理の禁止

3-2-1 地域清掃活動の推進（環境課）

(1) 事業内容及び指標等

各家庭や事業所において、日常の清掃では清潔を保持しにくい所を重点的に、地域ぐるみで清掃することにより、清潔で住みよい生活環境を築くことを目的として、「クリーンたきざわ運動」を実施しています。

(2) 実施状況

春の環境美化月間、秋の環境美化週間を設定し、地域での一斉清掃を実施しました。一斉清掃に使用のごみ袋を自治会等へ配布し、清掃により集められたごみの収集を実施しました。

また、この期間に実施された清掃のほか、ボランティアなどで清掃していただき、集められたごみの収集も実施しました。

【「クリーンたきざわ運動」実施内容】

	期間	実施内容
春の環境美化月間	5/6～6/5	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃清掃の行き届かない所の清掃 ・公園、道路側溝、河川等の清掃 ・ごみ集積所内と周辺の清掃強化
秋の環境美化週間	9/23～9/30	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶等の回収や散乱防止の呼びかけ ・ごみの分別徹底 ・ポイ捨て防止の呼びかけ

【地域清掃実績】

(単位：人・回)

	H25	H26	H27	H28	H29
参加人数	19,971	20,260	20,440	19,711	18,526
実施回数	126	133	117	108	104

(3) 評価と今後の取り組み

地域清掃活動における参加人数や実施回数は年々減少傾向にありますが、毎年多くの市民が環境美化活動に取り組んでおり、清潔で住みよい生活環境を築くための清掃活動は自治会を中心に定着しています。

今後も、多くの市民が地域清掃活動に参加できるよう、周知に努めていきます。

3-2-2 ペットのフン害禁止の啓発（環境課）

（1）事業内容及び指標等

道路や公園などをペットのフン害から守るために、ペットフン害禁止の啓発に努めています。

（2）実施状況

希望する自治会へ啓発用看板を配布し設置してもらうとともに、来庁者や狂犬病予防注射集団接種時にチラシを配布や、広報紙への掲載を実施しました。

犬の飼い主の正しい飼育管理とモラルの向上を図るため、子犬を中心に犬の飼い方教室を開催しました。

（3）評価と今後の取り組み

今後も飼い主のモラルの維持・向上のために、機会を捉えて啓発活動を続けていきます。



犬の飼い方教室

3-2-3 ごみの野外焼却の禁止啓発（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容及び指標等

野焼きや小型の焼却炉でのごみの焼却が、ダイオキシン発生の原因の大きな要因の一つとされています。このため、平成16年度から家庭ごみの野外焼却が禁止されました。ごみの野焼きの禁止啓発に努めます。

（2）実施状況

- ・ 広報誌及びホームページへの掲載
- ・ チラシの配布
- ・ 広報ポスターの掲示
- ・ 個別指導

【個別指導状況】

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
件 数	6 件	5 件	3 件	4 件	1 件

（3）評価と今後の取り組み

今後も引き続き、ごみの野焼き禁止を啓発していきます。

～ メモ ～

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。呼吸や食物を通して人の体内に摂取されることにより、ホルモン攪乱、発ガン、催奇性など健康への影響が懸念される物質です。

※簡易な焼却炉や野外でのごみ焼却は、完全燃焼が難しいため、ダイオキシン類の発生を抑えることができません。このため、これらの焼却方法を禁止する「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」が平成13年に制定され、平成16年に規制が施行されました。

●違法な野焼きによる罰則

5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金が科せられます。

（廃棄物処理法第25条、第32条）

●火事を起こした時の罰則

重大な過失があった場合は、50万円以下の罰金が科せられます。

（刑法第116条）

3-2-4 不法投棄巡視員の配置（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容及び指標等

不法投棄の監視と、環境美化に対する意識の高揚を図ることを目的に、廃棄物対策巡視員を配置し、市内の巡視を実施します。

（2）実施状況

市内巡回による不法投棄の巡視及び調査及び指導を実施しました。

【ごみ集積所からの回収量及び通報件数】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
重量	4,100kg	6,050kg	3,420kg	1,780kg	3,870kg	3,780kg	2,070kg
警察への通報	1件	0件	2件	1件	1件	0件	0件

（3）評価と今後の取り組み

例年、悪質なものは警察に通報するなど不適正処理の防止に努めていますが、ごみの不適正処理を止めさせるために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

～ メモ ～

不法投棄した場合、5年以下の懲役または1,000万円
 (法人には1億円まで)以下の罰金にするなど、厳しい罰則が設けられています。
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条)

第4節

エネルギーの自給率を高め、豊かな自然エネルギーを活かす
まち

4-1 エネルギーの地産地消

4-1-1 エネルギーの地産地消の取り組み

1 再生可能エネルギー利用の推進啓発（環境課）

(1) 事業内容及び指標等

地球環境の現状について情報提供を行い、環境への負荷を減らすために、地球温暖化防止の啓発活動を行います。

(2) 実施状況

広報紙への掲載により機会を捉え、啓発に努めました。

【参考】県ホームページ「温暖化・エネルギー」

URL <http://www.pref.iwate.jp/kankyouseisaku/energy/index.html>

(3) 評価と今後の取り組み

今後も啓発活動を展開していきたいと考えています。

～ メモ ～

●地球温暖化問題とは？

太陽から地球に降りそそぐ太陽光は、大気を通過して地表に到達し、地表面を温めます。一方、温められた地表面は、太陽光エネルギーを赤外線として宇宙空間へ向けて放射しますが、大気中には地表面から放射された赤外線を吸収する水蒸気や二酸化炭素、メタンなどの気体があるため、大気は赤外線を吸収して温まります。

このように大気中に赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」といい、このガスにより地表付近の大気が温められていることを「温室効果」といいます。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、宇宙空間への赤外線放射が妨げられると、地表付近の温度は上昇します。この温度上昇が気候の変動を引き起こし、異常気象の多発など様々な影響を及ぼし始めています。

2 木質バイオマスエネルギーと太陽光エネルギーの活用推進啓発（環境課）

（1）事業内容及び指標等

森林の保全整備のために木質バイオマスエネルギーの有効活用とCO₂を排出しない太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入について推進と啓発を行います。

（2）実施状況

防災拠点の充実化を図るために、市内の小中学校及び交流拠点複合施設に太陽光発電システム、蓄電池、地中熱設備が稼働しております。また、市内では民間企業によるメガソーラーや太陽光発電施設が導入されています。

【公共施設設置状況】

施設名	施設概要
滝沢市役所	太陽光発電（30.6kW）蓄電池（16.9kWh）
交流拠点複合施設	太陽光発電（10kW）蓄電池（16.9kWh）地中熱（236kW）
柳沢小中学校	太陽光発電（15kW）蓄電池（15kWh）
一本木小学校	太陽光発電（15kW）蓄電池（15kWh）

（3）評価と今後の取り組み

今後も、再生可能エネルギーの活用を努め、推進と啓発を行ってまいります。

4-2 省エネルギーのすすめ

4-2-1 省エネルギーの取り組み

1 省エネルギーの啓発（環境課）

（1）事業内容及び指標等

エネルギー消費によっておこる温室効果ガスの発生の問題や、原油などのエネルギーに利用される資源には限りがあることから、エネルギーの有効利用などについての教育に取り組みます。

（2）実施状況

広報紙等で夏と冬における省エネルギーのすすめについて掲載するなどの啓発を行いました。

（3）評価と今後の取り組み

今後も、省エネルギーの取組について、啓発に努めてまいります。

2 公共交通機関の利用促進（都市政策課）

(1) 事業内容及び指標等

鉄道利用者の利用環境の維持・向上のため市内4駅の駐輪場、3駅の駅前広場、2駅のパークアンドライド駐車場の適正管理を行います。放置自転車については駐輪場利用の妨げとなることから撤去を実施します。また、鉄道とバスの乗り継ぎ切符及び花輪線利用促進協議会の活動を通じて利用促進を図ったほか、市役所及び市内の事業所とともに「かしこい交通ライフ」チャレンジウィークに取り組むことで、公共交通の利用促進によるCO₂排出量の削減に貢献します。

(2) 実施状況

項目	H26	H27	H28	H29
放置自転車撤去数（年）	60台	27台	42台	54台
かしこい交通ライフ取組実績	19事業所	10事業所	6事業所	5事業所
	3,586人	3,500人	2,624人	6,775人
鉄道利用者数（1日平均）	6,119人	6,049人	5,971人	6,022人

(3) 評価と今後の取り組み

各事業の実施により一定の効果があつたと思われ、今後も各取り組みを継続して行い、公共交通の利用促進によるCO₂排出量の削減を図っていきます。また、バスの利用促進の図るためバス路線の見直しについてバス事業所と協議し、市民が利用しやすいバス路線の整備を進めます。

～ メモ ～

● 「かしこい交通ライフ」チャレンジウィーク

便利な自動車に頼りすぎる生活は、路線バスの撤退等を招き地域の利便性が損なわれたり、CO₂排出量の増加などにより地球環境を悪化させるなどの影響があります。

「かしこい交通ライフ」チャレンジウィークは、日常の生活状況に合わせて、ムリなく、できる範囲で、自動車と、鉄道・バス・自転車などの「かしこい使い分け」にチャレンジする取組です。

毎年、9月の第4週から1か月間、県が中心となって実施しており、市も事業者として参加しています。

取組例

- ・ 天気のいい日は、バスや鉄道、自転車などで通勤してみる。
- ・ 普段の買い物は、近所のお店に徒歩や自転車で出かけてみる。
- ・ 自動車を運転するときは、エコドライブを心がけてみる。

等

3 たきざわエコオフィス計画の推進（環境課）

(1) 事業内容及び指標等

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、地方公共団体が自らの事務事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画を策定しました。

市の公共施設（学校含み、滝沢・雫石環境組合及び盛岡地区衛生処理組合を除く。）を対象としており、平成25年度の実績を基に平成29年度にCO₂を3%削減することとしています。

市は、平成12年8月にISO14001を認証取得し、平成17年8月からは自らの力で継続的に環境問題の改善に取り組むため、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを運用しています。

(2) 実施状況

市の事務事業全部を対象として、全職員が省エネ活動を推進した結果、平成29年度における各項目の実績値は、次のとおりとなりました。

【平成29年度実績】

項 目	H29		
	実績値	CO ₂ 排出係数	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気 (kWh)	3,443,724	0.571	1,966,366
灯油 (ℓ)	71,314	2.5	178,285
A重油 (ℓ)	182,018	2.7	491,448
ガソリン (ℓ)	40,421	2.3	92,968
軽油 (ℓ)	27,810	2.6	72,306
廃棄物 (kg)	48,927	0.34	16,635
合計			2,818,008

※廃棄物は、小中学校を除く。

※CO₂ 排出係数に関する出典

- ・環境省「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン（試案 ver1.6）」
- ・環境省「(家庭からの二酸化炭素排出量算定用)排出係数一覧」

(3) 評価と今後の取り組み

平成29年度実績と平成25年度実績を比較すると、次のとおりとなりました。

【平成25年度実績と平成29年度実績との比較】

項目	H25		H29		H29-H25 CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂) (削減率(%))
	実績値	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	実績値	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	
電気 (kWh)	3,776,230	2,156,227	3,443,724	1,966,366	-189,861 (-8.8%)
灯油 (ℓ)	83,483	208,707	71,314	178,285	-30,422 (-14.5%)
A重油 (ℓ)	294,694	795,673	182,018	491,448	-304,225 (-38.2%)
ガソリン (ℓ)	38,739	89,099	40,421	92,968	3,869 (4.3%)
軽油 (ℓ)	24,279	63,125	27,810	72,306	9,181 (14.5%)
廃棄物 (kg)	69,980	23,793	48,927	16,635	-7,158 (-30.0%)
合計		3,472,295		2,818,008	-654,287 (-18.8%)

※CO₂ 排出係数は(2)と同じ。

平成29年度の各項目におけるCO₂排出総量は2,818,008kg-CO₂となり、平成25年度と比較して全体で18.8%削減することができました。

今後も環境マネジメントシステムを運用し、地球温暖化対策の推進に取り組んでいきます。

第5節

誰もが安全で健康に暮らせるまち

5-1 大気汚染の防止

5-1-1 大気汚染に関する情報収集と公開（環境課）

(1) 事業内容、指標等

健康に生き続け、清んだ空気を次の世代に残す環境づくりを推進するため、大気汚染の測定状況等について情報収集及び公開に努めます。

(2) 実施状況

市独自の調査は行っていませんが、県では、大気汚染防止法に基づいて大気汚染状況の常時監視及び大気中の自動車排出ガス濃度の測定を県内に配置した測定局において24時間体制で実施しています。

平成28年度は、11市1町の15測定局に設置した自動測定機により調査を実施しており、市内では、測定局が菓子地内にあります。

【測定内容】

- ア 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質
- イ 光化学オキシダント (Ox)
- ウ 微小粒子状物質 (PM2.5)

県内の大気汚染の測定状況、PM2.5の注意喚起情報及び光化学オキシダントの注意報発令情報については、県ホームページ「いわての大気環境」で1時間ごとの最新情報が確認できます。また、PM2.5及び光化学オキシダントの注意喚起情報等は、モバイルメールへ登録することにより受信できます。

(3) 評価及び今後の取り組み

県では、平成28年度における大気汚染状況の調査結果について、次とおり公表しています。

- ア 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

平成27年度に引き続き、全ての測定局で環境基準を達成した。

- イ 光化学オキシダント (Ox)

測定している5局全てで環境基準を達成しなかったが、人の健康被害（目、喉、頭の痛み等）を防止するための光化学オキシダント注意報の発令には至らなかった。

- ウ 微小粒子状物質 (PM2.5)

測定している10局全てで環境基準を達成した。

県ホームページで調査結果等を確認することができます。

【参考】県ホームページ「大気に関すること」

URL <http://www.pref.iwate.jp/kankyuu/hozen/taiki/003092.html>

5-2 騒音、振動、悪臭の防止

5-2-1 騒音測定の実施

1 一般道（環境課）

(1) 事業内容、指標等

市内の主要な道路に面する地域において、自動車騒音の実態を現地調査により把握するため、一般道路騒音等調査を実施します。この場合において「騒音に係る環境基準」及び「自動車騒音の限度（要請基準）」を目標数値とします。

【調査地点】

No	所在地	用途地域	対象道路
1	篠木黒畑地区	第2種住居地域	一般国道46号
2	篠木樋の口地区	第1種住居地域	主要地方道盛岡環状線
3	鵜飼諸葛川地区	第1種住居地域	一般県道盛岡滝沢線
4	巢子地区	準工業地域	一般国道4号
5	野沢地区	第1種住居地域	主要地方道盛岡環状線
6	葉の木沢山地区	第1種低層住居専用地域	市道巢子野沢線
7	穴口地区	第1種住居地域	市道第三土沢線
8	一本木地区	無指定	一般国道282号

(2) 実施状況

市内の主要な道路に面する地域のうち4か所(N o 1、N o 3、N o 5及びN o 7)で調査を実施しました。

【騒音レベルと環境基準及び要請基準との比較】

(単位：dB)

No	所在地及び対象道路	時間帯	環境基準	要請基準	H28		H29	
1	篠木黒畑地区 (一般国道46号)	昼間	70	75	73	△	73	△
		夜間	65	70	65	○	65	○
2	篠木樋の口地区 (主要地方道盛岡環状線)	昼間	70	75	65	○		
		夜間	65	70	58	○		
3	鶉飼諸葛川地区 (一般県道盛岡滝沢線)	昼間	70	75	68	○	69	○
		夜間	65	70	60	○	61	○
4	巢子地区 (一般国道4号)	昼間	70	75	64	○		
		夜間	65	70	59	○		
5	野沢地区 (主要地方道盛岡環状線)	昼間	70	75	65	○	67	○
		夜間	65	70	57	○	64	○
6	葉の木沢山地区 (市道巢子野沢線)	昼間	60	70	63	△		
		夜間	55	65	58	△		
7	穴口地区 (市道第三土沢線)	昼間	65	75	66	△	68	△
		夜間	60	70	59	○	61	△
8	一本木地区 (一般国道282号)	昼間	70	75	72	△		
		夜間	65	70	67	△		

備考1 ○ ⇒ 環境基準達成

△ ⇒ 環境基準非達成かつ要請基準達成

× ⇒ 環境基準・要請基準非達成

2 基準時間帯 昼間(6:00~22:00)、夜間(22:00~翌6:00)

実測時間 観測時間中10分間の測定を6回行う。

(3) 評価及び今後の取り組み

測定を行った全4地点のうち昼間及び夜間の2時間帯の評価でいずれも環境基準を達成した地点は、N○3及びN○5の2地点でした。また、N○1の昼間、N○7の昼間及び夜間が環境基準を非達成でした。なお、要請基準を非達成だった地点はありませんでした。

騒音レベルの経年変化をみるとN○5地点では、平成28年度以前と比較すると夜間の騒音レベルが7dB程度上昇していました。その他の地点は、過年度における騒音レベルと同程度の値を示しました。

今後も自動車騒音の実態を現地調査により把握するため、継続的に一般道路騒音等調査を実施していきます。

～ メモ ～

1 音の大きさ及び影響の目安 (dB)

- (1) 60dB 静かな乗用車の中及び普通の会話の音で、睡眠への影響が生じます。
- (2) 70dB 騒々しい事務所及び電話のベルの音で、計算力が低下します。
- (3) 80dB 地下鉄の車内の音で、集中力が低下します。
- (4) 90dB 騒々しい工場の中の音で、作業量が減少します。

2 環境基準とは

環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる騒音レベルのことです。

3 要請基準とは

騒音規制法第17条第1項の規定に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することができる騒音レベルのことです。

2 高速道 (環境課)**(1) 事業内容、指標等**

市内の高速道路沿道付近における自動車騒音の実態を把握するため、高速道路騒音等調査(騒音調査、道路条件等のデータ収集)を実施します。この場合において「騒音に係る環境基準」を目標数値とします。

(2) 実施状況

市内の高速道路近傍に存在する民家の4か所で調査を実施しました。

【騒音レベルと環境基準との比較】

(単位：dB)

No	所在地	時間帯	環境基準	H28		H29	
1	滝沢市中村	昼間	70以下	63	○	64	○
		夜間	65以下	58	○	59	○
2	滝沢市湯舟沢	昼間	70以下	59	○	61	○
		夜間	65以下	54	○	56	○
3	滝沢市巣子	昼間	70以下	61	○	62	○
		夜間	65以下	57	○	57	○
4	滝沢市後	昼間	70以下	59	○	61	○
		夜間	65以下	57	○	58	○

備考1 ○ ⇒ 環境基準達成

× ⇒ 環境基準非達成

2 基準時間帯 昼間(6:00~22:00)、夜間(22:00~翌6:00)

調査期間 連続7日間行う。

(3) 評価及び今後の取り組み

測定を行った全地点において昼夜とも環境基準を達成しました。

今後も市内の高速道路沿道付近における自動車騒音の実態を把握するため、継続的に高速道路騒音等調査を実施していきます。

3 新幹線(環境課) 休止事業

(1) 事業内容、指標等

市が指定した東北新幹線沿線の2地点において現地騒音調査を実施することにより新幹線騒音の実態を総括的に把握するため、新幹線鉄道騒音測定を実施します。この場合において「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」を目標数値とします。

【調査地点】

No	調査地点	東京起点からの距離	下り側軌道中心からの距離
1	滝沢市葉の木沢山地内	506k420m	25m
2	滝沢市大崎地内	509k20m	25m

(2) 実施状況

これまでこの測定は、平成14年12月の八戸新幹線の開業を受け、平成15年度から継続的に実施してきました。しかし、測定開始以降、測定結果に大きな変動がないこと、今後、車両改良等による急激な騒音レベルの増加が余り見込まれないことから、平成28年度から測定を実施していません。

(3) 評価及び今後の取り組み

この測定は、新幹線騒音の実態を総括的に把握するため、継続実施してきたものですが、東日本旅客鉄道株式会社において新幹線の騒音防止に関する技術の開発及び諸施策の実施を推進し、整備、車両の改善などの対策を積極的に実施しているほか、新幹線騒音に対する地域住民の相談、苦情等も寄せられていないことから、平成28年度以降の測定を休止しています。

今後は、周辺状況等に大きな変化があった場合、新幹線鉄道騒音測定の再実施を検討することとします。

【新幹線鉄道騒音測定調査地点（平成27年度調査）】



【騒音レベルと環境基準との比較（平成27年度調査）】

(単位：dB)

No	所在地	用途地域	環境基準	H26		H27	
				測定値	環境基準	測定値	環境基準
1	滝沢市葉の木沢山地内	第一種住居地域	70以下	70	○	71	×
2	滝沢市大崎地内	無指定	75以下	69	○	69	○

備考 ○ ⇒ 環境基準達成
 × ⇒ 環境基準非達成

5-3 水質汚濁の防止

5-3-1 河川の水質調査の実施（環境課）

（1）事業内容、指標等

市内を流れる河川において水質調査を行い、水環境の実態を把握するため、河川水質調査を実施します。この場合において、河川の水質は、水浴びのできるきれいな水の保全及び水質汚濁の防止に努めるため、「河川の水質環境の保全に関する環境基準のA類型（水道2級、水産1級及び水浴）の環境基準」を目標数値とします。

【調査地点】

No	地点名	場所
1	越前堰下流	滝沢市大釜高森地内
2	金沢川下流	滝沢市中鶴飼地内
3	市兵衛川下流	滝沢市土沢地内
4	諸葛川下流	滝沢市諸葛川地内
5	木賊川上流	滝沢市柳沢地内
6	木賊川下流	滝沢市穴口地内
7	巢子川上流	滝沢市狼久保地内
8	巢子川下流	滝沢市巢子地内
9	巢子川中流	滝沢市巢子地内

(2) 実施状況

市内を流れる6河川の9か所でそれぞれの河川水を採取し、水質分析を行いました。

【調査時期及び回数】

調査時期	回数
夏期調査	1
冬期調査	1

【分析項目及び数量】

分析項目		地点数	回数	検体数
生活環境の保全に関する項目	水素イオン濃度 (pH)	9	2	18
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	9	2	18
	浮遊物質 (SS)	9	2	18
	溶存酸素量 (DO)	9	2	18
	大腸菌群数	9	2	18
	化学的酸素要求量 (COD)	9	2	18
	ノルマルヘキサン抽出物質	9	2	18
	全窒素 (T-N)	9	2	18
	全リン (T-P)	9	2	18
	全亜鉛 (T-Zn)	9	2	18
その他	色度	9	2	18
	濁度	9	2	18

【夏期水質分析結果】

調査地点 分析項目	No1	No2	No3	No4	No5	No6	No7	No8	No9	環境基準 A 類型
pH (-)	7.7	7.5	7.2	7.4	7.6	7.4	7.4	7.3	7.2	6.5~8.5
BOD (mg/L)	0.8	1.3	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6	0.8	<0.5	2 以下
SS (mg/L)	4	6	11	13	2	10	1	11	2	25 以下
DO (mg/L)	10	10	9.2	9.2	9.0	9.6	9.7	9.3	8.9	7.5 以上
大腸菌群数 (MPN/100mL)	33000	49000	46000	22000	17000	49000	33000	17000	17000	1000 以下
COD (mg/L)	2.6	2.0	2.4	2.7	1.9	2.8	1.3	1.9	1.5	
ノルマルヘキサ ン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
全窒素 (mg/L)	2.0	1.2	1.0	1.3	1.6	2.2	2.3	1.8	1.8	
全磷 (mg/L)	0.041	0.025	0.025	0.024	0.014	0.028	0.016	0.019	0.015	
全亜鉛 (mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.001	0.001	< 0.001	0.002	
色度 (度)	6.3	3.8	4.7	4.5	3.6	4.0	2.4	3.7	2.9	
濁度 (度)	2.6	2.5	4.8	5.8	0.8	4.4	0.6	2.4	1.4	

備考1 は、河川 A 類型に係る環境基準非達成を示す。

2 採取日は、平成 29 年 8 月 28 日

3 「<」は、未満を示す。

【冬期水質分析結果】

調査地点 分析項目	No1	No2	No3	No4	No5	No6	No7	No8	No9	環境基準 A 類型
pH (-)	7.8	7.6	7.4	7.7	7.6	7.8	7.8	7.8	7.7	6.5~8.5
BOD (mg/L)	1.0	0.6	1.1	0.8	0.8	1.4	1.1	1.5	1.1	2 以下
SS (mg/L)	3	2	4	8	2	17	<1	2	1	25 以下
DO (mg/L)	15	15	15	15	13	15	13	15	12	7.5 以上
大腸菌群数 (MPN/100mL)	490	3300	2100	4900	260	490	330	170	240	1000 以下
COD (mg/L)	1.4	1.4	1.7	1.6	1.7	3.8	1.3	1.5	1.5	
ノルマルヘキサ ン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
全窒素 (mg/L)	2.0	1.2	1.4	1.7	1.8	3.1	2.8	2.3	2.6	
全磷 (mg/L)	0.025	0.045	0.053	0.028	0.021	0.060	0.035	0.023	0.036	
全亜鉛 (mg/L)	< 0.001	0.001	0.002	0.001	< 0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	
色度 (度)	4.2	2.4	4.9	3.2	2.3	3.1	2.4	4.0	2.4	
濁度 (度)	3.7	1.2	4.6	2.8	0.9	4.4	0.8	5.4	1.2	

備考1 は、河川 A 類型に係る環境基準非達成を示す。

2 採取日は、平成 30 年 1 月 25 日

3 「<」は、未満を示す。

(3) 評価及び今後の取り組み

大腸菌群数（大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質を持つ菌（大腸菌群）を数で表したものは、夏期の全地点、冬期のN o 2、N o 3及びN o 4の地点が河川A類型に係る環境基準を非達成でした。大腸菌群の中に含まれる細菌の中には、動物の糞便由来のほか、土壌、植物等自然界に由来するものも多くあり、採取日付近における降水量等の増加が影響し、河川へ雨水等とともに土壌、植物等に含まれる細菌が流入し、環境基準を超過したものと考えられます。

その他のpH、BOD、SS及びDOの調査結果は、全地点において夏期及び冬期で河川A類型に係る環境基準を達成しました。

今後も河川の水環境の実態を把握するため、継続的に河川水質調査を実施していきます。

～ メモ ～

河川の生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	pH	BOD	SS	DO	大腸菌 群数	
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	水道1級 自然環境保 全
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN / 100mL 以下	水道2級 水産1級 水浴
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5000MPN / 100mL 以下	水道3級 水産2級
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	水産3級 工業用水 1 級
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	工業用水 2 級 農業用水
E	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等 の浮遊 が認め られな いこと。	2 mg/L 以上	—	工業用水 3 級 環境保全

5-3-2 公共下水道・浄化槽の整備促進（下水道課）

(1) 事業内容及び指標等

公共用水域の水質の改善のために、下水道整備と浄化槽の普及に努めます。

(2) 実施状況

昭和58年度から公共下水道の供用を開始しました。現在、小岩井地区での工事を進めています。また、平成5年度から始まった滝沢南地区での農業集落排水は、平成27年度に公共下水道に統合しました。

(3) 評価と今後の取り組み

平成元年度から浄化槽設置整備事業を開始し普及に努め、これらを合わせると、汚水処理人口普及率は前年より0.9ポイント上昇し約84%となっています。

滝沢市の汚水処理実施計画において、平成32年度の目標値は85%としており、今後も引き続き、効率的な整備を促進していきます。

小岩井地区の工事進捗状況は、74%であり、平成31年度完成を目指しています。

【汚水処理人口普及率・水洗化率】

		H26	H27	H28	H29
年度末人口		55,058人	55,069人	55,113人	54,912人
下水道	汚水処理人口普及率	61.7%	64.6%	66.4%	67.2%
	水洗化率	93.5%	93.6%	96.2%	95.5%
農集排	汚水処理人口普及率	1.7%	下水道統合	-	-
	水洗化率	90.9%	下水道統合	-	-
浄化槽	汚水処理人口普及率	16.6%	16.8%	17.2%	17.3%
計	汚水処理人口普及率	80.0%	81.4%	83.6%	84.5%

※汚水処理人口普及率：行政人口に対する水洗化可能人口の割合

※水洗化率：水洗化可能人口に対する水洗化人口の割合

5-4 土壌汚染の防止（滝沢・雫石環境組合）

5-4-1 土壌汚染に関する情報収集と公開

(1) 事業内容及び指標等

安全な生活環境や農作物への汚染を未然に防止し、安心して暮らせる環境づくりのため、清掃センター周辺における土壌のダイオキシン類濃度調査を実施しました。

また、ごみの野外焼却禁止のため啓発を行います。

(2) 実施状況

清掃センター周辺10か所を1年5か所ずつ、土壌のダイオキシン類濃度調査を行いました。

ごみの野外焼却禁止については、広報紙、滝沢・雫石環境組合ホームページに掲載し、啓発に努めました。

【清掃センター周辺の土壌のダイオキシン類濃度調査結果】

(単位：pg-TEQ/g)

No.	場 所	H26	H27	H28	H29
1	最終処分場付近	—	6.3	—	4.4
2	柳沢小中学校付近	—	4.9	—	3.4
3	柳沢上郷集落センター付近	2.5	—	2.8	—
4	農道上郷2号沿い	—	3.5	—	2.4
5	柳沢低区浄水場付近1	1.9	—	1.9	—
6	柳沢低区浄水場付近2	2.3	—	5.6	—
7	柳沢低区浄水場付近3	—	9.0	—	6.7
8	旧柳沢児童館付近	5.5	—	11.0	—
9	柳沢保育園付近	—	6.7	—	12
10	市道柳沢上郷1号線沿い	2.8	—	3.7	—
環境基準値		1,000			

(3) 評価と今後の取り組み

清掃センター周辺の土壌のダイオキシン類濃度調査結果については、環境基準を大幅に下回っています。今後も引き続き、監視を行うとともにごみの野外焼却禁止のため啓発に努めていきます。

5-5 有害化学物質による汚染の未然防止

5-5-1 有害化学物質に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容、指標等

有害化学物資の情報提供及び使用の抑制を図るため、大気環境中のアスベストの測定状況等について情報収集及び公開に努めます。

（2）実施状況

市独自の調査は行っていませんが、県では、アスベストの使用状況等調査を行い、把握し、及び管理しています。

（3）評価及び今後の取り組み

県では、被災地周辺等におけるアスベスト飛散の状況を把握するため、これまで大気環境中のアスベストの測定を実施してきました。

測定の結果、各採取場所で世界保健機構（WHO）の定める判断基準（1リットル当たり10本）を下回っており、問題のないことが確認されています。

県では、がれき処理、被災建築物等の解体作業が終了してから1年間実施した測定結果も問題がなかったことから、震災対応としてのアスベストの測定を終了しています。

県ホームページで測定結果等を確認することができます。

【参考】県ホームページ「アスベストに関する情報」

URL <http://www.pref.iwate.jp/kankyuu/hozen/taiki/003113.html>

5-6 酸性雨対策

5-6-1 酸性雨に関する情報収集と公開（環境課）

(1) 事業内容、指標等

酸性雨の原因、酸性雨がもたらす影響などについて把握するため、酸性雨の調査結果等について情報収集及び公開に努めます。

(2) 実施状況

市独自の調査は行っていませんが、県では、昭和59年度から酸性雨の継続調査を実施しています。県では、平成28年度酸性雨調査結果について、次とおり公表しています。

ア 調査地点

県内1地点（平成25年度から盛岡市の1地点で調査）

イ 調査方法

1週間ごとに降水を採取し、pH及びイオン成分の測定を行った。

ウ 調査結果

(ア) 平成28年度におけるpHの平均は、盛岡市で4.8であり、過去10年間の変動の範囲(4.7～5.2)内であった。

(イ) 環境省が平成26年3月に公表した「酸性雨長期モニタリング報告書」における平成20～24年度の全国の全測定地点の平均値4.72（最少4.48～最大5.37）よりも中性寄りであった。

(3) 評価及び今後の取り組み

県では、平成28年度酸性雨調査結果に係る今後の取組について、次とおり公表しています。

これまでのところ、本県において酸性雨による植生被害等の影響は確認されていないが、酸性雨による影響は長期継続的なモニタリング結果によらなければ把握しにくく、また、湖沼や土壌の緩衝能力が低い場合には一定量以上の酸性物質の負荷の集積により急激に影響が発現する可能性があること等から、県としては、引き続き調査を行い、状況の把握に努めることとしています。

県ホームページで調査結果等を確認することができます。

【参考】県ホームページ「大気に関すること」

URL <http://www.pref.iwate.jp/kankyuu/hozen/taiki/003092.html>

【参考】環境省ホームページ「酸性雨対策調査」

URL <http://www.env.go.jp/air/acidrain/index.html>

【参考】気象庁ホームページ「降水の酸性度」

URL <http://www.data.jma.go.jp/gmd/env/acid/>

～ メモ ～

酸性雨とは

酸性雨の原因は、化石燃料の燃焼（人為起源）、火山活動（自然起源）などにより放出される二酸化硫黄（SO₂）及び窒素酸化物（NO_x）です。これらのガスは、大気中で光化学反応などの化学変化を起こし、硫酸及び硝酸となって降水に溶け込み、酸性雨となります。

物質の酸性及びアルカリ性の度合の指標として、一般に水素イオン濃度指数（pH）が用いられており、降水に大気中の二酸化炭素が十分に溶け込んだ場合の pH が 5.6 であるため、pH5.6 が酸性雨の一つの目安となります。

pH は、酸性度を表し、値の範囲が 0～14 です。7 が中性で、それ以下が酸性、7 以上がアルカリ性です。値が低いほど酸性度が高いということになります。

5-7 原発事故にかかる放射線量測定**5-7-1 放射線量測定に関する情報収集と公開（環境課）****（1）事業内容、指標等**

平成23年3月11日発生の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質の拡散が懸念されたため、市では、定期的に放射性物質濃度測定を行うとともに、情報収集及び公開を行っています。

(2) 実施状況

測定課等	測定項目	測定内容	測定結果
環境課	市内公共施設等に係る放射性物質濃度測定	1 測定地点 (1) 北部地区 (公共施設) 1 か所 (2) 東部地区 (交差点付近、公共施設) 3 か所 (3) 中央地区 (公共施設) 2 か所 (4) 西部地区 (公共施設) 1 か所 (5) 南部地区 (公共施設) 2 か所 2 測定箇所 地上付近 (地表面から 50cm、1m) 3 測定日等 平成 29 年 6 月 13 日 (年 1 回)	0.02~0.05 μ Sv/h
児童福祉課	市内保育所等に係る放射性物質濃度測定	1 測定地点 保育所、保育園 17 か所 2 測定箇所 施設の軒下、雨樋下、集水桝上、軒下側溝、駐車場側溝、託児室前 3 測定日等 平成 29 年 5 月 16・17 日 (年 1 回)	0.04~0.07 μ Sv/h
	市内放課後児童クラブに係る放射性物質濃度測定	1 測定地点 放課後児童クラブ 16 か所 2 測定箇所 施設の雨樋下、玄関前、正面入口、非常階段下、砂場、グラウンド、除染表土埋設箇所 3 測定日等 平成 29 年 5 月 16・17 日 (年 1 回)	0.04~0.07 μ Sv/h
	市内幼稚園等に係る放射性物質濃度測定	1 測定地点 (1) 幼稚園 2 か所 (2) 認定こども園 1 か所 2 測定箇所 施設の屋根下、雨樋下、雨樋前側溝、除染表土埋設地 3 測定日等 平成 29 年 5 月 16・17 日 (年 1 回)	0.04~0.07 μ Sv/h

学校教育 指導課	市内小・中学校に係る放射性物質濃度測定	1 測定地点 (1) 小学校 8校 (2) 中学校 4校 2 測定箇所 施設の屋根下、軒下、雨樋下、昇降口スロープ前 3 測定日等 平成29年5月16・17日(年1回)	0.04~0.08 μ Sv/h
学校給食 センター	学校給食に係る放射性物質濃度測定	1 測定物 (1) 地場農産物(野菜類等) (2) 学校給食1食分(牛乳を含む。) 2 測定回数 (1) 地場農産物 39回 (2) 学校給食1食分 24回 年間計 63回	不検出
水道整備課	水道水(上水道)に係る放射性物質濃度測定	1 測定地点 (1) 原水、水道水 2か所 (2) 地下水 3か所 2 採水箇所 (1) 原水、水道水 4か所 (2) 地下水 11か所 3 測定回数 (1) 原水、水道水 年1回 (2) 地下水 年1回	不検出
	浄水汚泥に係る放射性物質濃度測定	1 測定地点 浄水汚泥 2か所 2 測定回数 年2回	不検出
簡易水道室	水道水(簡易水道)に係る放射性物質濃度測定	1 測定地点 地下水(湧水) 1か所 2 採水箇所 地下水 1か所 3 測定回数 年1回	不検出

備考 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)に基づいて、通常的生活環境における放射性物質汚染の基準は、「放射線量 0.23μ Sv/h(1mSv/年相当)」とされました。

(3) 評価及び今後の取り組み

測定を行った全測定地点等において放射性物質汚染の基準（放射線量 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ （ 1mSv/年 相当））を下回り、又は不検出となりました。平成28年度の測定数値と比較しても大きな変動は見られず、健康に影響を与えるレベルではない結果となりました。

今後は、これまでの測定結果の状況等を踏まえ、測定数値に変動が生じない又は低減傾向にある測定地点等については、近接の測定地点等の測定数値を参考としながら、測定地点、測定回数等の見直し行っていきます。

5-8 その他の公害の未然防止

5-8-1 電磁波・低周波に関する情報収集と公開（環境課）

(1) 事業内容、指標等

電磁波及び低周波に関する状況等把握に努め、電波塔新設等に係る相談等があった場合は、その施工主又は施工業者に対し、地元自治会との事前協議を行い、周辺地域対象の市民説明会を開催するよう指導し、当該事前協議結果の報告を求めるとともに、電磁波及び低周波に関する情報収集及び公開に努めます。

(2) 実施状況

電波塔増設等に係る地元自治会との事前協議結果の報告が9件（うち2件の変更分を含む。）ありました。全ての地元自治会と事前協議を行い、内諾を得た上で工事が実施されたほか、周辺地域対象の市民説明会の開催については、当該事前協議の結果、不要とされました。

なお、低周波に関する相談、苦情等はありませんでした。

(3) 評価及び今後の取り組み

今後も電磁波及び低周波に関する情報収集及び公開に努め、電波塔新設等の施工主又は施工業者に対し、地元自治会の理解を得ながら工事を進めるよう継続的に指導していきます。

5-8-2 滝沢市ラジオメディカルセンター放射線監視委員会による監視（環境課）

（1）事業内容及び指標等

昭和63年に日本アイソトープ協会が滝沢市で操業を開始して以来、ラジオメディカルセンター放射線監視委員会を設置して検討評価を行っています。同委員会では、毎年度、環境放射能測定基本計画を策定し測定を実施しています。

（2）実施状況

次の測定項目について測定を行いました。

ア ラジオメディカルセンターから出される排気、排水に含まれる放射能濃度

イ 大気中に含まれる環境放射能の測定（ラジオメディカルセンター入り口付近の空間線量率とラジオメディカルセンター周辺9地点、鶴飼地区1地点の空間積算線量）

ウ 環境試料別の放射能濃度測定（ラジオメディカルセンター周辺と鶴飼地区から採取した土壌、河底土、牧草、玄米、河川水、水道水、牛乳の7種類、合計24検体）

（3）評価と今後の取り組み

これらの測定結果について、同委員会で検討評価を行ったところ、全て検出限界値未満でした。測定を開始した昭和63年度以降の結果と同様に、自然環境への影響はなかったとの結論に達しています。

今後も、同委員会において策定された環境放射能測定基本計画に基づき、測定を実施し検討評価を行っていきます。

【参考】公益社団法人日本アイソトープ協会ホームページ

URL <http://www.jrias.or.jp/index.html>

5-8-3 PRTR法に基づく届出状況に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容、指標等

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、又は廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかについて、PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）に基づいて把握します。

この届出制度は、有害性のある化学物質について、大気、水、土壌などの環境中に排出した量又は廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量を事業者自らが把握し、及び報告する制度で、事業者が化学物質の自主的な管理を促すとともに、環境保全上の支障を未然に防止する有効な手段となっています。

(2) 実施状況

市独自の PRTR 制度事務はありませんが、県では、PRTR 法に基づいて PRTR 制度事務を継続的に行っています。

ア 届出対象物質（第一種指定化学物質）

462 物質（うち特定第一種指定化学物質 15 物質）

イ 対象業務

製造業など24業種

(3) 評価及び今後の取り組み

県では、引き続き届出対象物質の把握に努めるとともに、この届出対象物質の排出量が多い事業所を把握し、必要に応じて個別に排出量を削減し、又は改善するよう指導及び助言を行うこととしています。

県ホームページで届出制度等を確認することができます。

【参考】県ホームページ「PRTR インフォメーション」

URL <http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/kagakubusshitsu/003058.html>

～ メモ ～

PRTR 法とは

平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のことです。

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、又は廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みなどが規定されています。

5-8-4 清掃センター関連施設調査

1 焼却施設及び最終処分場水質等調査（滝沢・雫石環境組合）

ごみ焼却施設等の運営にあたり、施設敷地内や周辺に対する公害など環境への影響を未然に防止するために、各種調査を行うものです。

(1) 事業内容及び指標等

①焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定とばい煙測定を実施します。

②最終処分場水質調査

最終処分場関連の水質検査として、原水と放流水、放流先河川、地下水の水質検査を実施します。

(2) 実施状況

①焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定を年1回、ばい煙測定を年2回実施しました。

【排ガス中のダイオキシン類測定結果】

		H28		H29	
		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
排ガス (ng-TEQ/m ³)	測定値	0.014	0.0017	0.0014	0.0015
	法基準値	1			
	公害防止協定値	0.1			
飛 灰 (ng-TEQ/g-dry)	測定値	1.2	0.56	0.77	0.75
	法基準値	3			
	公害防止協定値	協定には含まれていません			

【ばい煙測定結果（平成29年度実施分）】

		1号炉		2号炉		
		1回目	2回目	1回目	2回目	
ばいじん(ダスト濃度) (g/m ³ N)		測定値	0.010	0.001	0.003	0.001
		法基準値	0.08			
		公害防止協定値	0.02			
硫黄 酸化物	排出量 (m ³ N/h)	測定値	0.018	0.12	0.079	0.012
		法基準値	79	75	80	77
	濃度 (volppm)	測定値	1.4	12	6.8	1.1
		公害防止協定値	50			
窒素酸化物濃度 (volppm)		測定値	37	33	46	23
		法基準値	250			
		公害防止協定値	100			
塩化水素 (volppm)		測定値	9.1	33	7.1	11
		法基準値	700			
		公害防止協定値	50			



②最終処分場水質調査

最終処分場内原水の水質について、43項目、年1回の調査を実施しました。

最終処分場からの放流水について7項目年12回、37項目年1回の調査を実施しました。

また、最終処分場からの放流先の上流・下流の水質について、8項目年1回の調査を実施、最終処分場の上流側、下流側の地下水について、2項目年12回、28項目年1回の調査を実施しました。

【清掃センター最終処分場の放流水調査結果（平成29年度実施分）】

	pH	SS (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素 (mg/L)	リン (mg/L)
基準値	5.8~8.6	60	90	60	3000	120	16
4月	6.8	1	1.7	0.8	30未満	6.5	0.05未満
5月	6.9	1未満	12	0.9	30未満	8.8	0.05未満
6月	7.1	1未満	3.9	0.5未満	30未満	6.3	0.05未満
7月	7.1	1未満	5.3	0.6	30未満	4.1	0.05未満
8月	7.2	1	4.8	0.5未満	30未満	10	0.05未満
9月	7.2	1未満	1.6	0.5未満	30未満	1.2	0.05未満
10月	6.9	1未満	2.1	0.5未満	30未満	1.2	0.05未満
11月	7.2	1未満	3.2	1.2	30未満	3.4	0.05未満
12月	7.1	1未満	1.5	0.5未満	30未満	3.6	0.05未満
1月	7.4	1未満	4.3	0.5未満	70	4.6	0.05未満
2月	7.4	1未満	2.0	0.6	30未満	4.8	0.05未満
3月	7.3	1未満	5.4	0.6	30未満	2.3	0.05未満

※注：pH=水素イオン濃度、SS=浮遊物質質量、COD=化学的酸素要求量、BOD=生物化学的酸素要求量

(3) 評価と今後の取り組み

①焼却施設大気調査

調査結果は、いずれも基準値以下で、周辺環境への影響が基準値以下であることが確認されています。今後も環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

②最終処分場水質調査

調査の結果、周辺環境への影響が基準値以下であることが確認されました。今後も環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

2 旧最終処分場水質等調査（環境課）**休止事業**

(1) 事業内容及び指標等

平成19年度に使用を終了した後、平成21年9月には廃止基準を満たしたため、最終処分場の役目を終えている施設です。

現在は、掘削制限はあるものの水質基準などの規制はなく、周辺環境の確認のために、平成27年度まで地下水等を採取し水質調査を実施していましたが、これまで周辺環境に影響を及ぼすような数値は検出されず安定していることから、平成28年度より調査を休止しています。

(2) 実施状況

平成28年度に引き続き、平成29年度においても調査を休止しております。周辺状況の変化については、目視では確認できず、また、住民からの相談等もありませんでした。

(3) 評価と今後の取り組み

引き続き、目視による周辺状況の監視を継続するとともに、必要と判断した場合、ダイオキシン類濃度調査を検討します。

【旧最終処分場地周辺水（河川）水質調査（参考：平成27年度結果）】

計量項目	単位	基準値	H26.7		H27.7	
			上流	下流	上流	下流
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8以上 ～8.6以下	7.1	7.7	7.4	7.7
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	mg/L	60以下	3.3	0.5未満	2.9	0.5未満
浮遊物質 (SS)	mg/L	60以下	11	1未満	18	1未満
大腸菌群数	MPN/100ml	3.0×10^3	240	1700	4900	490
全窒素	mg/L	120以下	4.0	3.6	3.6	5.2
全磷	mg/L	16以下	0.006	0.005	0.01	0.003
n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類)	mg/L	5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
n-ヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	mg/L	30以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
溶存酸素 (DO)	mg/L	—	5.7	9.3	2.9	13

【旧最終処分場地下水ダイオキシン調査（参考：平成27年度結果）】

計量項目	単位	H26.7		H27.7	
		上流	上流	上流	上流
Total (PCDDs+PCDFs) 実測濃度	pg/L	0.47	0.73	0.77	1.10
Total コプラナーPCB 実測濃度	pg/L	0.40	0.32	0.42	0.52
Total ダイオキシン類 実測濃度	pg/L	0.87	1.0	1.20	1.60
Total ダイオキシン類 毒性当量	pg-TEQ/L	0.0000066	0.0000054	0.0000078	0.0000099

※廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/L

【地下水等検査項目（参考：平成27年度結果）】

	項目	単位	基準値	H26.7		H27.7	
				地下水 上流	地下水 下流	地下水 上流	地下水 下流
1	カドミウム	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
2	全シアン	mg/L	検出され ないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
3	鉛	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
4	六価クロム	mg/L	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
5	ヒ素	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	総水銀	mg/L	0.0005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
7	アルキル水銀	mg/L	検出され ないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
8	P C B	mg/L	検出され ないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
9	ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
10	四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
11	1,2-ジクロロエ タン	mg/L	0.004 以下	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満
12	塩化ビニルモノ マー	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
13	1,1-ジクロロエ チレン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
14	1,2-ジクロロエ チレン	mg/L	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
15	1,1,1-トリクロ ロエタン	mg/L	1 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
16	1,1,2-トリクロ ロエタン	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
17	トリクロロエチ レン	mg/L	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18	テトラクロロエ チレン	mg/L	0.01 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満

19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
20	チウラム	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
21	シマジン	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
22	チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
23	ベンゼン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	セレン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
25	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	10 以下	11※	3.1	11※	4.3
26	ふっ素化合物	mg/L	0.8 以下	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
27	ほう素	mg/L	1 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
28	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
29	過マンガン酸 カリウム消費量	mg/L	-	0.7	4.2	1.3	3.1
30	塩素イオン	mg/L	-	11	13	11	14
31	電気伝導率	mS/m	-	26	17	29	22

※地下水の上流の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値を超過しているが、上流のため旧最終処分場の影響は考えにくい。井戸より上流域の影響が大きい。

【保有水（モニタリング井）水質検査結果（参考：平成27年度結果）】

	項目	単位	基準値	H26.7	H27.7
1	水素イオン濃度 (pH)	—	5.8 以上 8.6 以下	7.8	7.7
2	浮遊物質量 (SS)	mg/L	60 以下	1 未満	1 未満
3	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	90 以下	0.5 未満	1.1
4	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	60 以下	0.5 未満	0.6
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	mg/L	30 以下	0.5 未満	0.5 未満
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	mg/L	5 以下	0.5 未満	0.5 未満
7	大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3000 以下	30 未満	3.0×10 未満
8	フェノール類含有量	mg/L	5 以下	0.02 未満	0.02 未満
9	銅及びその化合物	mg/L	3 以下	0.01 未満	0.01 未満
10	亜鉛及びその化合物	mg/L	2 以下	0.10	0.01 未満
11	鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10 以下	0.1 未満	0.1 未満
12	マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10 以下	0.05 未満	0.05 未満
13	クロム含有量	mg/L	2 以下	0.005 未満	0.005 未満
14	窒素含有量	mg/L	120 (日間平均 60) 以下	10	0.08 未満
15	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.001 未満	0.00003 未満
16	シアン化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満	0.1 未満
17	有機燐化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満	0.1 未満
18	鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満
19	六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	0.005 未満	0.005 未満
20	砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満
21	水銀及びアルキル水銀その他の 化合物	mg/L	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満

22	アルキル水銀化合物	mg/L	検出 されないこと	不検出	不検出
23	P C B (ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	0.003 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
24	ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	0.002 未満	0.002 未満
25	四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
26	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	0.0004 未満	0.0004 未満
27	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2 以下	0.002 未満	0.002 未満
28	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	0.004 未満	0.004 未満
29	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
30	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	0.0006 未満	0.0006 未満
31	トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	0.002 未満	0.001 未満
32	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
33	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
34	チウラム	mg/L	0.06 以下	0.0006 未満	0.0006 未満
35	シマジン	mg/L	0.03 以下	0.0003 未満	0.0003 未満
36	チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	0.0003 未満	0.0003 未満
37	ベンゼン	mg/L	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満
38	セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満
39	ほう素及びその化合物	mg/L	10 以下	0.1 未満	0.1 未満
40	ふっ素及びその化合物	mg/L	15 以下	0.08 未満	11
41	リン含有量	mg/L	16 (日間平均 8) 以下	0.02 未満	0.02 未満
42	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100 以下	9.1	10

【ガス濃度測定結果（参考：平成27年度結果）】

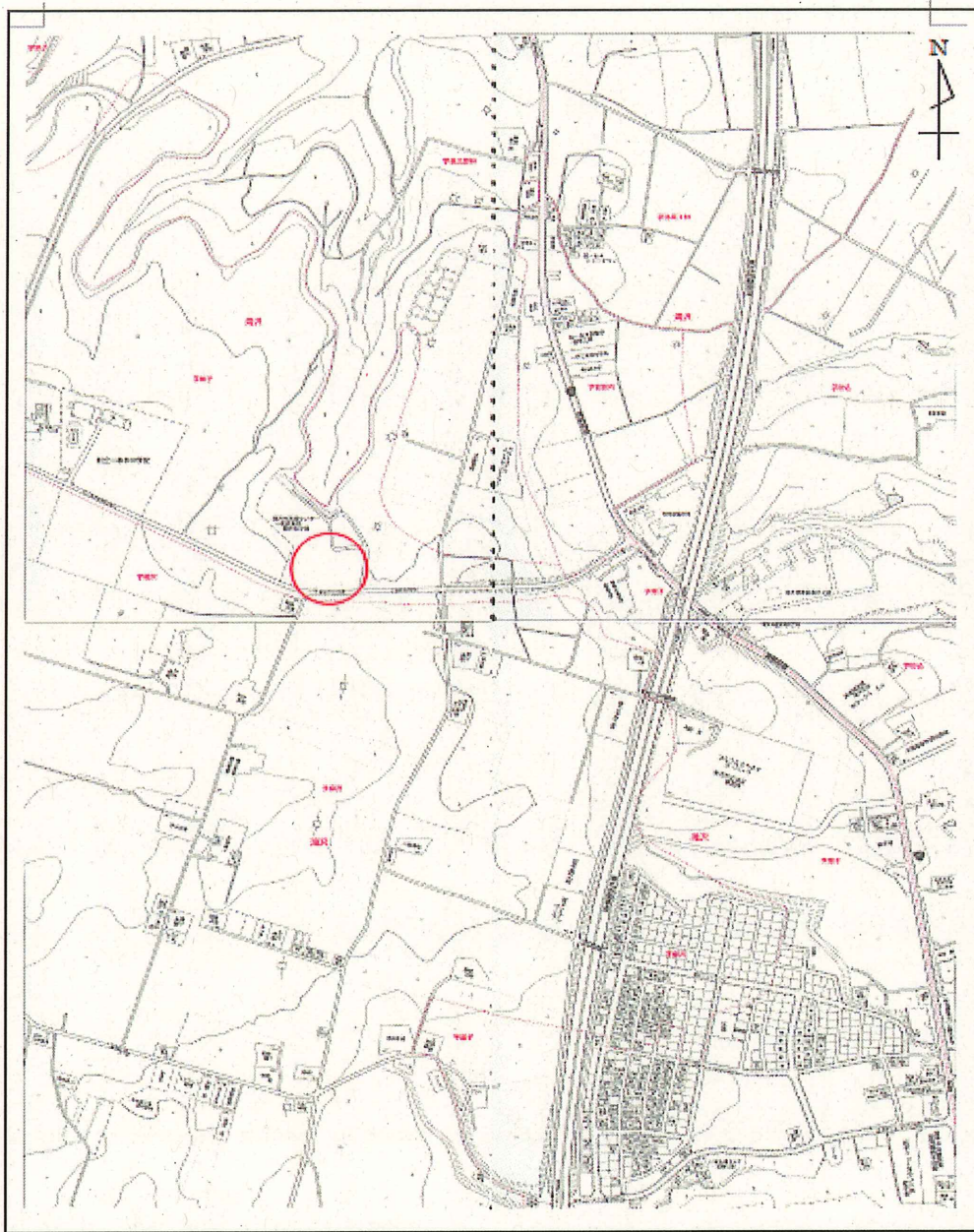
項目	基準	H26.7			H27.7		
		モニタリング 井戸	上流井戸	下流井戸	モニタリング 井戸	上流井戸	下流井戸
メタン (%)	5%以下	1.3	0.01未満	0.01未満	1.0	0.01未満	0.01未満
二酸化炭素 (%)	20%以下	0.05	0.04	0.05	7.0	1.0	1.3
アンモニア (ppm)	1~5ppm	1.6	0.3	0.4	0.1未満	0.1未満	0.1未満
硫化水素 (ppm)	1~2ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

【温度測定結果（参考：平成27年度結果）】

測定 深度	基準	H26.7			H27.7		
		モニタリング 井戸	上流井戸	下流井戸	モニタリング 井戸	上流井戸	下流井戸
外気温	埋立地内 部(モニタリ ング井戸) と周辺の 地中温度 差(上流 井戸、下 流井戸) が摂氏20 度未満※	26.8	26.6	24.8	19.7	20.6	18.6
0m		26.0	23.6	22.2	21.0	18.6	19.8
1m		22.0	19.2	19.7	18.3	17.6	18.1
2m		18.0	15.2	16.0	24.0	16.0	15.2
3m		15.6	13.5	13.7	13.6	13.5	13.9
4m		14.4	11.9	12.3	13.3	12.8	12.4
5m		13.5	11.7	-	12.6	12.5	-
6m		13.0	11.8	-	12.6	12.4	-
7m		12.8	11.9	-	12.7	12.4	-
8m		12.6	12.0	-	12.8	12.5	-
9m		12.5	12.1	-	12.8	12.5	-
10m		-	-	-	13.2	12.6	-
11m		-	-	-	13.1	12.6	-
12m		-	-	-	13.1	12.7	-
13m		-	-	-	13.1	12.7	-
14m		-	-	-	-	-	-
15m	-	-	-	-	-	-	

※「一般廃棄物の最終処分場及び一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の運用に伴う留意事項について（平成10年7月16日環水企301・衛環63）」の規定に基づく基準

【旧最終処分場位置図】



第6節

知り、学び、考え行動する人を育むまち

6-1 環境教育・学習の推進

6-1-1 環境学習の推進

1 総合学習の活用（学校教育指導課）

(1) 事業内容及び指標等

各学校では、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、すべての教育活動を通じて環境教育に取り組んでいます。特に、小学校の「総合的な学習の時間」においては、環境教育に係る地域や各学校の特色を生かした体験的な学習を推進しているところです。

(2) 実施状況

「総合的な学習の時間」を活用し、各学校で地域の外部講師等を招き、環境教育・環境学習の取組みを子どもたちが自主的に行いました。

市が予算面で支援した主な活動は次のとおりです。

【「総合的な学習の時間」のうち市が予算面で支援した主な活動】

	学校名	活動内容
1	篠木小学校	伝統芸能学習（田植え踊り）、米作り（苗見学、田植え、稲刈り、脱穀）、昔の暮らしについて調べよう（曲がり屋見学学習）
2	滝沢小学校	米米大作戦（田植え、稲刈り、脱穀、餅つき）、伝統さんさを引き継ごう
3	滝沢第二小学校	伝統芸能学習（滝沢さんさ）、からまつ文庫読み聞かせ 一輪の花（生け花）、滝沢山車まつりについて
4	鶺鴒小学校	りんご博士になろう（花摘、摘果、袋かけ、袋取り、収穫）、米博士になろう（田植え、稲刈り、収穫祭）、伝統芸能学習（さんさ踊り）
5	一本木小学校	そば作り（種まき、そば刈り、脱穀、そば打ち）
6	姥屋敷小学校	サツマイモ苗植え、そば作り（種植え、収穫）
7	柳沢小学校	米作り（田植え、稲刈り、脱穀）、そば作り（種まき、刈取り、そばの実はずし、そば打ち）、星空観察会、豆腐づくり、柳沢のむかし調べ、岩大工法について
8	滝沢東小学校	環境問題を考える、育てよう大豆、未来を見つめて（TAGさん講話）、表現しよう伝統芸能（川前神楽）、からまつ文庫読み聞かせ、未来に向かって（グルージャ盛岡選手講話）

(3) 評価と今後の取り組み

環境教育については、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、すべての学校で育課程に位置付けて取り組んでいます。行政としては各学校の環境教育充実のために「総合的な学習の時間推進事業」を継続して支援していきます。



篠木小 米作り体験(予定)



鶴飼小 りんご博士になろう(予定)

2 出前講座(生涯学習スポーツ課)

(1) 事業内容及び指標等

滝沢市役所職員が講師となる滝沢市ふれあいまちづくり出前講座で市総合教育政策に基づく生涯学習推進施策(市民環境や健康福祉、経済産業、都市整備・上下水道、教育政策、企画総務)に関する学びの支援に取り組みました。

出前講座のメニュー内には環境学習に関するものが用意されており、環境学習の推進に役立っています。「環境学習のメニューを継続して用意すること」と「環境学習に関する出前講座メニューの利用を促進すること」が目標となっています。

(2) 実施状況

平成29年度は、環境学習に関する出前講座を1講座実施しました。

- ・9月13日(水)「ウオンテッド! 外来のいきもの」

【環境学習に関する出前講座の実績】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
出前講座(件)	0	3	4	2	4	1	1
受講者数(人)	0	120	73	50	80	15	25

【平成29年度における環境学習に関する出前講座メニュー】

講座名	内容
美しい景観形成のために	美しい景観形成のための取り組みについて、いっしょに考えてみませんか。
下水道の仕組み	台所やお風呂・トイレからの生活排水を処理することや、排水設備工事の仕組みについて説明します。 (ご希望により、都南浄化センター施設見学など)
浄化槽ってなんだろう？	「浄化槽」を設置するとトイレを水洗化することができます。この「浄化槽」の仕組みや、補助金制度について説明します。
上水道の仕組み	水道水を作る実験を交えながら、市の水道の現状と今後についてお話します。
ウォンテッド！外来のいきもの	社会問題となっている外来生物。地域の在来生物を脅かす、恐ろしい存在です。滝沢にも、たくさんの外来生物が入ってきています。日頃見慣れたあの植物が実は！あの動物がまさか！この講座をきっかけに、環境をあらためて見つめ直してみませんか。

(3) 評価と今後の取り組み

環境に関する講座の実施は、平成27年度は4件でしたが、平成28と29年度は1件と減少しました。平成27年度に2件実施された「滝沢浄水場 施設見学～市の水の仕組みを知ろう」が、メニューから無くなったことが減少の主な理由と思われます。今後、既存の環境学習講座の周知を図るとともに、関係課と連携しながら市民ニーズに対応したメニュー作成に努めます。

3 地域課題解決講座（生涯学習スポーツ課）

（1）事業内容及び指標等

多様化・複雑化する地域課題を解決できる地域づくりリーダー育成を目指します。

（2）実施状況

鞍掛山ファミリーハイキング（ファミリー対象）と安比高原ブナの森散策（成人対象）、サイエンス教室（少年少女対象）を通じた環境学習を行いました。

鞍掛山ファミリーハイキング（ファミリー対象）

参加者：市内小学校児童と家族 19人

実施日：平成29年7月8日（土）

場 所：鞍掛山



サイエンス教室「走れ！ソーラーカー」

参加者：市内小学校児童 19人

実施日：平成29年7月15日（土）

場 所：滝沢市IPUイノベーションセンター



安比高原ブナの森散策（成人対象）

参加者：11人

実施日：平成29年9月16日（土）

場 所：安比高原ブナの森



（3）評価と今後の取り組み

自然の営みの不思議さと素晴らしさ、環境保護や太陽光発電・資源エネルギーへの理解を深める機会を提供することができました。

今後も、平成28年4月より施行された第1次滝沢市生涯学習推進計画「学びプランたきざわ」に基づいた少年少女や家族、成人を対象とした地域課題解決講座の充実を図ります。

4 たきざわ環境パートナー会議の活動（環境課）

（1）事業内容及び指標等

滝沢市環境基本条例第33条第1項の規定により設置された市民等組織として、市の良好な環境の保全及び創造のための活動を行うとともに、市と協働して環境基本計画及び年次報告書の策定を行います。

（2）実施状況

◎総会

たきざわ環境パートナー会議総会を開催し、平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画の審議、決定を行いました。

◎進行管理委員会

進行管理委員会を2回開催し、平成28年度環境年次報告書に係る提案等を行いました。

◎広報編集委員会

広報たきざわ及びツイッターを活用し、たきざわ環境パートナー会議の活動のPRを行いました。広報たきざわにおいては、各プロジェクトのイベントにかかる周知を行ったほか、平成30年2月1日号には「たきざわ環境パートナーだより」を掲載しました。

◎全体事業

①木賊川遊水地調査

たきざわ環境パートナー会議及び岩手県立大学の間で地域協働研究に係る協定書を締結し、木賊川遊水地において協働で調査を行いました。観察調査、環境整備及びオオハンゴンソウを駆除する特別活動を31回実施し、延べ326人の参加がありました。調査などの実施回数を増やしたことや、いきもの探偵隊調査員の駆除活動参加により、参加者数は前年比160%となりました。



自然観察会の様子



オオハンゴンソウ駆除

②環境フォーラムでの活動報告

平成29年度滝沢市環境フォーラムでは、ホテル探検隊プロジェクト、いきもの探偵隊プロジェクト、リユース食器でゴミ減量大作戦！プロジェクトによる展示を行ったほか、いきもの探偵隊プロジェクトチームのメンバーによる活動報告を行いました。

(3) 評価と今後の取り組み

たきざわ環境パートナー会議の活動が市民等の環境保全意識を高めています。

今後も多くの市民等が参加し、活動の輪が広がるよう支援してまいります。

市民等との協働関係を育てるとともに、引き続き環境基本計画及び環境年次報告書の進行管理及び推進に取り組めます。

【参考】滝沢市環境年次報告書

滝沢市・第2次環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む。）

URL http://www.city.takizawa.iwate.jp/kankyo_plan

5 環境フォーラム（環境課）

(1) 事業内容及び指標等

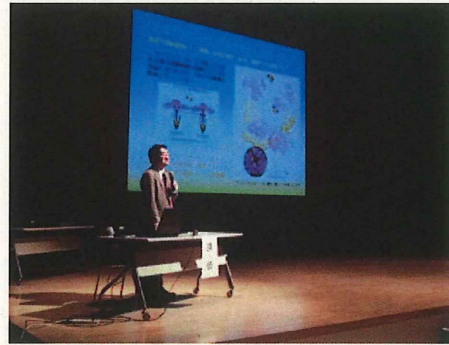
環境問題に関する情報を市民と共有するとともに、環境保全活動に関する情報提供を行い、市民の環境意識の高揚を図るため、環境フォーラムを11月23日に開催しました。

(2) 実施状況

たきざわ環境パートナー会議から「たきざわ環境パートナー会議活動報告—いきもの探偵隊の新たなステップ—」と題して活動報告を行った後、「環境って…何？～植物からみた生き物の世界～」と題して小岩井農牧株式会社環境緑化部部長の足澤匡氏の講演を行いました。また、環境美化絵画コンクール及び優良ごみ集積所の表彰を行うとともに、環境美化絵画コンクール入賞者作品、優良ごみ集積所写真の展示を行いました。



11月23日
たきざわ環境パートナー会議
いきもの探偵隊プロジェクト
サブリーダー 齊藤せい子氏による活動報告



同日
小岩井農牧株式会社環境緑化部
部長 足澤匡氏による講演

(3) 評価と今後の取り組み

環境フォーラムへは、市民83人の参加がありました。今後も多くの市民の環境に関する学習の場として環境フォーラムを開催し、環境美化、環境保全等に関する表彰、展示等を通じて環境に関する様々な情報を提供できるよう内容についても工夫を重ねてまいります。

6-2 協働による環境保全活動の推進

6-2-1 活動団体の支援

1 地域づくり懇談会（地域づくり推進課）

(1) 事業内容及び指標等

市民が主体となって地域づくりを進めるために策定した、第1次滝沢市総合計画基本計画地域別計画に基づき、地域の方が企画立案した事業を推進することを目的に、各地域づくり懇談会が行う環境関連活動への支援（補助金交付、会議出席・助言、事業参加）を行いました。

(2) 実施状況

7地域で、9事業が実施されました。すべての事業が継続事業として実施されています。

【地域づくり懇談会実施事業】

地域名	事業名・内容
大釜	八幡館山歴史史跡環境整備事業（平成20年度からの継続事業） ・中世の遺跡である八幡館山の草刈等の環境整備
篠木	田村神社周辺の水路敷き環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・草刈等の環境整備
大沢	せせらぎ水路整備事業（平成18年度からの継続事業） ・植樹及び草刈等の清掃事業
鵜飼	チャグチャグ馬コ行進路アヤメ植栽事業（平成18年度からの継続事業） ・植栽したアヤメの管理 ・道路美化事業
	諸葛川河川敷桜並木環境美化事業（平成15年度からの継続事業） ・桜の枝剪定、チップ化による再利用
東部	植物での安らぎ地域づくり推進事業（平成16年度からの継続事業） ・市のシンボルフラワーであるヤマユリの植栽
柳沢	自然環境の創造事業（平成16年度からの継続事業） ・岩手山麓の環境整備
	景観形成市民協定づくり（平成16年度からの継続事業） ・柳沢の景観を守るため市民、企業などに働きかけ景観形成市民協定の締結
一本木	通学路環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・一本木地区の通学路の草刈等を行い環境美化と児童生徒の安全を確保

(3) 評価と今後の取り組み

市としては、事業実施にあたり助言をしたり、直接事業に参加したりして、各地域づくり懇談会の活動を支援することができました。各地域では、市からの支援の有無に関わらず環境整備の活動を続けており、その意識の高さが活動の周知につながっています。

今後は、市民が今まで以上に主体的に進める地域づくりを支援していきます。

～ メモ ～

●アドプト活動とは？

アドプトが「養子縁組をする」という趣旨から、地域の団体等が道路や河川などのごみの清掃や植栽等をボランティアで行い、道路や河川など公共空間をわが子のように面倒をみていく活動です。

1985年頃、米国のテキサス州交通局において、ハイウェイのゴミ清掃に市民グループや企業が参加した活動が始まりとされています。日本では1998年から導入が始まりました。

2 たきざわ環境パートナー会議プロジェクト（環境課）

(1) 事業内容及び指標等

たきざわ環境パートナー会議は、市民、市民団体、事業者及び市が協働して市の良好な環境を保全し、創造していくための意見交換を行う場として、自主的なプロジェクトを作り、様々な実践活動を行っています。

(2) 実施状況

① ホタル探検隊プロジェクト

ホタルの調査、学習会及び観察会の活動回数は16回、市民延べ501人の参加がありました。その他木賊川遊水地プロジェクトに参加し、遊水地内での調査を行った結果、ゲンジボタル及び平家ボタルの飛翔を確認しました。



6月30日・7月1日 大崎地区に係るホタル観察会

② リユース食器でゴミ減量大作戦！プロジェクト

産業まつりや地域でのイベントにおいて食品出展企業へリユース食器の貸し出しを行いました。リユース食器が普及し、活用率が向上するよう食品出展企業へ活用を働きかけるとともに、来場者へリユース食器の使用によるごみの減量化を呼びかけました。また、リユーススタッフとして多くの大学生の参加及び協力がありました。



8月27日・28日 産業まつり

③ いきもの探偵隊プロジェクト

今年度も引き続き岩手県立大学と協働し、いきもの分布調査を行い、その調査結果の公表を行いました。また、春子谷地湿原のオオハンゴンソウの駆除を行ったほか、木賊川遊水地調査活動に参加し、木賊川遊水地調査プロジェクトとともに木賊川遊水地のオオハンゴンソウの外来種駆除を行いました。このほか、身近に生息する外来種について出前講座「ウオンテッド！外来のいきもの」を開催し、周知活動を行いました。



8月5日 春子谷地湿原でのオオハンゴンソウ駆除活動

(3) 評価と今後の取り組み

たきざわ環境パートナー会議プロジェクトの活動は、広く市民に周知され、支援ボランティアが育ってきています。今後も市民の環境意識の高揚を図るため、活動を継続していくとともに、ネットワーク作りのための支援及び情報提供を行ってまいります。

別添資料1

環境課に寄せられた相談数

※現地確認したものを集計

情報分類	H26	H27	H28	H29
【ごみ焼却・煙・悪臭】：ごみ焼却等の煙	3	4	1	1
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（工場等）		2		2
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（工場等）他			2	
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（農業関係）	1		2	
【ごみ焼却・煙・悪臭】：その他	13	4	4	5
計	17	10	9	8
【害虫】：ハチ	4	7	5	8
【害虫】：ハチ 他				
【害虫】：毛虫・アメリカシロヒトリ	6	2		1
【害虫】：その他	2	1	2	1
計	12	10	7	10
【犬猫・動物】：犬の苦情（飼い主特定）	12	7	4	6
【犬猫・動物】：犬の苦情（飼い主不特定）	4	4	3	
【犬猫・動物】：猫の苦情（飼い猫）		1	5	1
【犬猫・動物】：猫の苦情（野良猫）	3	8	3	7
【犬猫・動物】：その他	11	3	3	2
計	30	23	18	16
【草木・土地財産管理】：雑草	15	17	20	12
【草木・土地財産管理】：廃材等野積み・不法投棄	1	4	2	4
【草木・土地財産管理】：木の枝	33	27	13	13
【草木・土地財産管理】：木の枝 他			5	7
【草木・土地財産管理】：その他	4	5	3	1
計	53	53	43	37
【騒音・振動】：工事関係				2
【騒音・振動】：事業所等騒音	2	1	3	
【騒音・振動】：振動				
【騒音・振動】：道路騒音（高速道）				
【騒音・振動】：道路騒音（一般道）	1	1	1	
【騒音・振動】：その他	1	2	5	
計	4	4	9	2
【電磁波・低周波】：電磁波・電磁界	2			
計	2	0	0	0
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：事業所の排水		1		
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：生活排水	2	1	1	1
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：油流出事故	14	6	3	4
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：その他	1	1	1	3
計	17	9	5	8
【その他】：RMC関係				
【その他】：し尿汲取り・処理関係		1	1	
【その他】：ごみ収集等	1	1		4
【その他】：墓地関係	1	1		6
【その他】：その他	3	4	2	5
計	5	7	3	15
合計	140	116	94	96

空家に関する対応状況

平成27年度に自治会の協力を得て空家調査を実施し、平成28年3月、同年12月に空家所有者へ一斉通知をしました。平成29年度では、自治会より情報提供のあった空家に加えて、これまで個別に苦情・相談等のあった空家を対象として一斉現地調査を実施し、その中から問題のあった空家へ一斉通知を行いました。一斉通知以外では、個別に苦情・相談等があった場合は個別に対応しました。

(単位：戸)

地域	問題なし	問題あり	内訳（重複あり）			
			建物の危険	衛生面	景観面	生活環境
南部（大釜、篠木、大沢）	41	14	6	1	9	6
西部（姥屋敷、柳沢）	2	2	2		1	1
中央部（鵜飼）	44	14	8	1	7	9
中央部（元村）	67	18	8	4	5	8
東部（巣子、川前）	53	22	16	2	11	8
北部（一本木）	12	5	4	2	2	3
	219	75	44	10	35	35

経緯

平成27年 5月27日 空家等対策の推進に関する特別措置法施行

平成27年 7月30日 自治会へ空家アンケートの実施依頼

平成27年10月～ 空家調査実施

平成28年 3月11日 問題のあった137戸のうち所有者が確認できた63戸の所有者へ通知を送付

平成28年12月6～7日 空家現地調査実施(前回の一斉通知で所有者へ送付できなかった空家を対象)

平成28年12月22日 所有者の所在が不明で通知できなかったものの中から21件を対象に通知を送付

平成29年8月下旬～9月上旬 空家現地調査実施(平成27年実施の自治会アンケートより回答のあった空家に過去に個別相談のあった空家を対象)

平成29年10月31日 調査の結果、問題のあった64戸のうち所有者等が確認できた62戸の所有者へ通知を送付(うち2戸は緊急性が高いため、先に通知)

今後の対応

今後も課を越えて、空家の対応に努めていきます。



～鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ～